

すずかハートフルプラン (案)

2018年3月

鈴鹿市

目次

第1部 総論.....	1
第1章 計画の策定にあたって.....	2
1 計画の背景と趣旨.....	2
(1) 計画策定の趣旨.....	2
(2) 国の法律や制度の動向.....	3
2 計画の法的根拠と位置付け.....	4
(1) 計画の法的根拠.....	4
(2) 計画の位置付け.....	5
3 計画の期間.....	6
4 障害保健福祉圏域.....	6
5 計画の視点.....	7
(1) 障がいのある人を含めた“絆力”の向上による地域共生社会の実現.....	7
(2) 幼少期から就労まで途切れない支援の充実.....	7
(3) 差別の解消と合理的配慮に向けた意識醸成.....	7
第2章 障がいのある人を取り巻く状況.....	8
1 身体障害者手帳の交付状況.....	8
2 療育手帳の交付状況.....	10
3 精神障害者保健福祉手帳の交付状況.....	11
4 難病患者の状況.....	12
5 アンケート結果.....	13
(1) 調査概要.....	13
(2) 当事者調査結果.....	14
(3) 一般市民調査結果.....	22
第2部 第3期鈴鹿市障害者計画.....	25
第1章 基本的な考え方.....	26
1 計画の基本目標と重点施策.....	26
2 成果指標の設定.....	27
3 施策の体系.....	28
第2章 具体的な施策推進に向けて.....	29
1 心の通う社会の形成.....	29
(1) 啓発・広報活動の推進.....	30
(2) 福祉教育の推進.....	32
(3) 文化・スポーツ活動、社会活動への参加の促進.....	33

(4) ボランティア活動などの促進	35
2 保健・医療の充実	37
(1) 障がいの早期発見, 早期治療体制の充実	37
(2) 医療サービスの充実	39
3 保育・教育の推進	40
(1) 保育・就学前教育の推進	40
(2) 学校教育基盤の整備	42
4 地域生活の支援	44
(1) 総合的な福祉のまちづくりの推進	44
(2) 移動支援の充実	46
(3) 住宅整備の推進	47
(4) 防犯・防災体制の整備	48
(5) 福祉サービスの充実	50
(6) 権利擁護の促進	53
(7) 相談体制及び情報提供の充実	55
5 就労・雇用の促進	57
(1) 雇用の確保と拡大	57
(2) 福祉的就労の場の確保	59
第3部 第5期鈴鹿市障害福祉計画・第1期鈴鹿市障害児福祉計画	60
第1章 第5期鈴鹿市障害福祉計画	61
1 障害福祉サービスの利用状況	61
(1) 訪問系サービスの利用状況	61
(2) 日中活動系サービスの利用状況	62
(3) 居住系サービスの利用状況	64
(4) 相談支援サービスの利用状況	65
2 2020(平成32)年度の成果目標	67
(1) 施設入所者の地域生活への移行	67
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	67
(3) 地域生活支援拠点等の整備	67
(4) 福祉施設から一般就労への移行	68
3 障害福祉サービスの見込み量	69
(1) 訪問系サービス	69
(2) 日中活動系サービス	70
(3) 居住系サービス	72
(4) 相談支援サービス	73
4 地域生活支援事業の実施目標	74
(1) 理解促進研修・啓発事業	75

(2) 自発的活動支援事業	75
(3) 相談支援事業	76
(4) 成年後見制度利用支援事業	77
(5) 意思疎通支援事業	77
(6) 日常生活用具給付等事業	78
(7) 手話奉仕員養成研修事業	79
(8) 移動支援事業	79
第2章 第1期鈴鹿市障害児福祉計画	82
1 障害児通所支援等の利用状況	82
(1) 障害児通所支援の利用状況	82
(2) 特別支援学級の通学状況	83
2 2020（平成32）年度成果目標	84
(1) 障がい児支援の提供体制の整備等	84
3 障害児通所支援等の見込み量	85
第3章 鈴鹿亀山障害保健福祉圏域プラン	87
1 圏域構成市及び人口	87
2 圏域における障がいのある人の状況	87
3 圏域単位のサービス基盤の数値目標	89
第4部 計画の推進方法	91
第1章 計画の推進方法	92
1 計画の推進体制	92
2 ハード事業の推進	92
3 国や県、周辺市町との連携	92
4 地域における各種関係団体、民間企業との連携	93
5 計画の見直し時期と評価	93
資料編	94
1 鈴鹿市障害者施策推進協議会委員名簿	95
2 鈴鹿市障害者地域自立支援協議会委員名簿	96
3 計画書策定の経緯	97
4 基本用語解説	98

第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の背景と趣旨

(1) 計画策定の趣旨

鈴鹿市（以下「本市」という。）では、2012（平成24）年3月に策定した「すずかハートフルプラン」において「障がいのあるなしにかかわらず、だれもが安心して暮らせるまち・鈴鹿」を基本目標に掲げ、全ての人があるらしい生活を地域で自立して営むことができるよう、障がい者施策を推進してきました。

この間、障がいのある人に関する法律の施行や改正がなされてきました。

近年、少子高齢化や核家族化などにより、障がいのある人を取り巻く環境は大きく変化しています。このような中、住民の互助による地域力の強化を目指すため、国は、2016（平成28）年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が地域・暮らし・生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を提唱しました。

その後、制度・分野や「支えて側」「受けて側」の関係を越えて、多様な主体が「我が事」として地域社会に参画し、世代や分野を超え「丸ごと」つながることによる「地域共生社会」の実現を目指して、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置されました。障がい福祉の分野においては、障がいのある人が65歳以上になっても、使い慣れた事業所で円滑にサービスを利用できるよう、新たに「共生型サービス」が位置付けられ、普及等を進めていくことが求められています。

このように障がいのある人を取り巻く状況は刻々と変化しており、それぞれの変化に応じたサービスの提供が重要となります。

こうした社会的な動向や、本市の障がいのある人の状況を踏まえ、本市の最上位計画である「鈴鹿市総合計画2023」において、めざすべき都市の状態として掲げている「地域で障がい者が夢や生きがいを持って暮らしていること」の実現に向け、「すずかハートフルプラン」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

(2) 国の法律や制度の動向

国では、障がいのある人に関する法律や制度が大きく変化しています。本計画は、新たな法律や制度を踏まえて策定しました。

年	法律・条約	内容
2012年	障害者虐待防止法 施行	障がいのある人の虐待の防止に係る国等の責務、早期発見の努力義務が規定されました。
	改正児童福祉法 施行	障がい種別等に分かれている現行の障害児施設の一元化が成されました。また、放課後等デイサービス・保育所等訪問支援が創設されました。
2013年	障害者総合支援法 施行	障害者自立支援法を改称したもので、「障害者基本法の一部改正」を踏まえた基本理念や障がいのある人の範囲の拡大、障害支援区分の創設等が規定されました。
	障害者優先調達推進法 施行	公共機関の物品やサービスの調達について、障がい者就労施設等から優先的・積極的な調達推進を図ることが定められました。
2014年	障害者権利条約 批准	障がいのある人に関する初めての国際条約であり、差別や合理的配慮の否定が禁止されています。2014年2月19日より国内においての効力が生じています。
2015年	難病の患者に対する医療等に関する法律 施行	原因不明で、効果的な治療法がない難病患者の医療費助成の対象が拡大されました。
2016年	障害者差別解消法 施行	障がいを理由とする差別的取り扱いの禁止、合理的配慮の提供の義務化がなされました。合理的配慮は、行政機関では法的義務、事業所では努力義務とされました
	障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正 成立	障がいのある人の望む地域生活支援や障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細やかな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備等が定められました。
	改正障害者雇用促進法 施行	雇用における差別的取り扱いの禁止、合理的配慮の提供の義務化がなされました。また、2018年4月より、法定雇用率が民間企業では2.2%、国・地方公共団体等では、2.5%、都道府県等の教育委員会では2.4%へ引き上げられます。
2017年	改正社会福祉法 施行	「我が事・丸ごと」の地域福祉の理念が規定され、地域福祉計画が福祉分野の上位計画に位置付けられました。

「障害者虐待防止法」や「障害者差別解消法」が施行されたことで、障がいのある人の安全や人権を守ることが定められました。また、「障害者優先調達推進法」の施行や「障害者雇用促進法」の改正により、障がいのある人の就労の促進が求められています。さらに、「障害者総合支援法」の施行により難病患者が障がいのある人の範囲に追加され、「難病の患者に対する医療等に関する法律」の施行により難病患者の医療費助成の対象が拡大され、制度の谷間の解消が進められています。

2 計画の法的根拠と位置付け

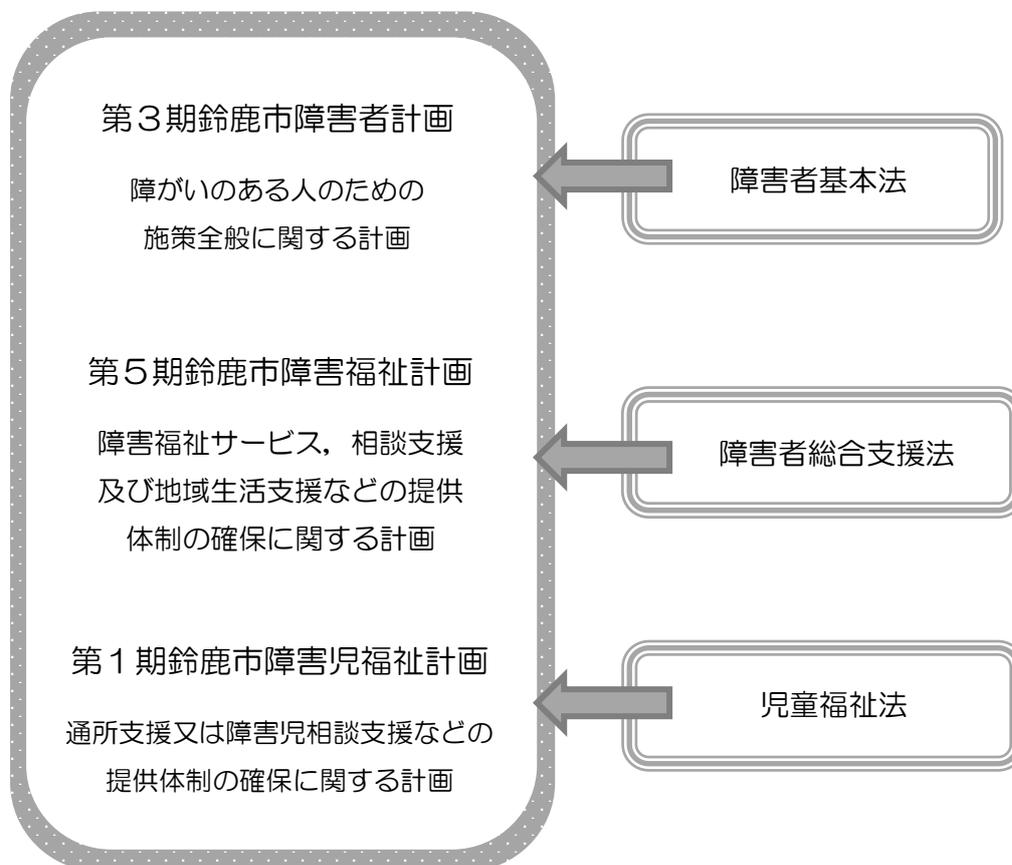
(1) 計画の法的根拠

第3期鈴鹿市障害者計画は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」として、本市における障がい者施策全般にかかわる理念や基本的な目標を定める計画です。

第5期鈴鹿市障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として、2020（平成32）年度を目標年度として障がいのある人の地域移行や一般就労への移行について数値目標を定めるとともに、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスや地域生活支援事業について2018（平成30）年度から2020（平成32）年度までの間における必要量及びサービスの受け皿の確保のための方策を定める計画です。

第1期鈴鹿市障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」として、2020（平成32）年度を目標年度として障がい児支援の提供体制の基盤整備について数値目標を定めるとともに、児童福祉法に基づく障害児通所支援等について2018（平成30）年度から2020（平成32）年度までの間における必要量及びサービスの受け皿の確保のための方策を定める計画です。

「すずかハートフルプラン」は、これらの計画を一体的に策定したものです。

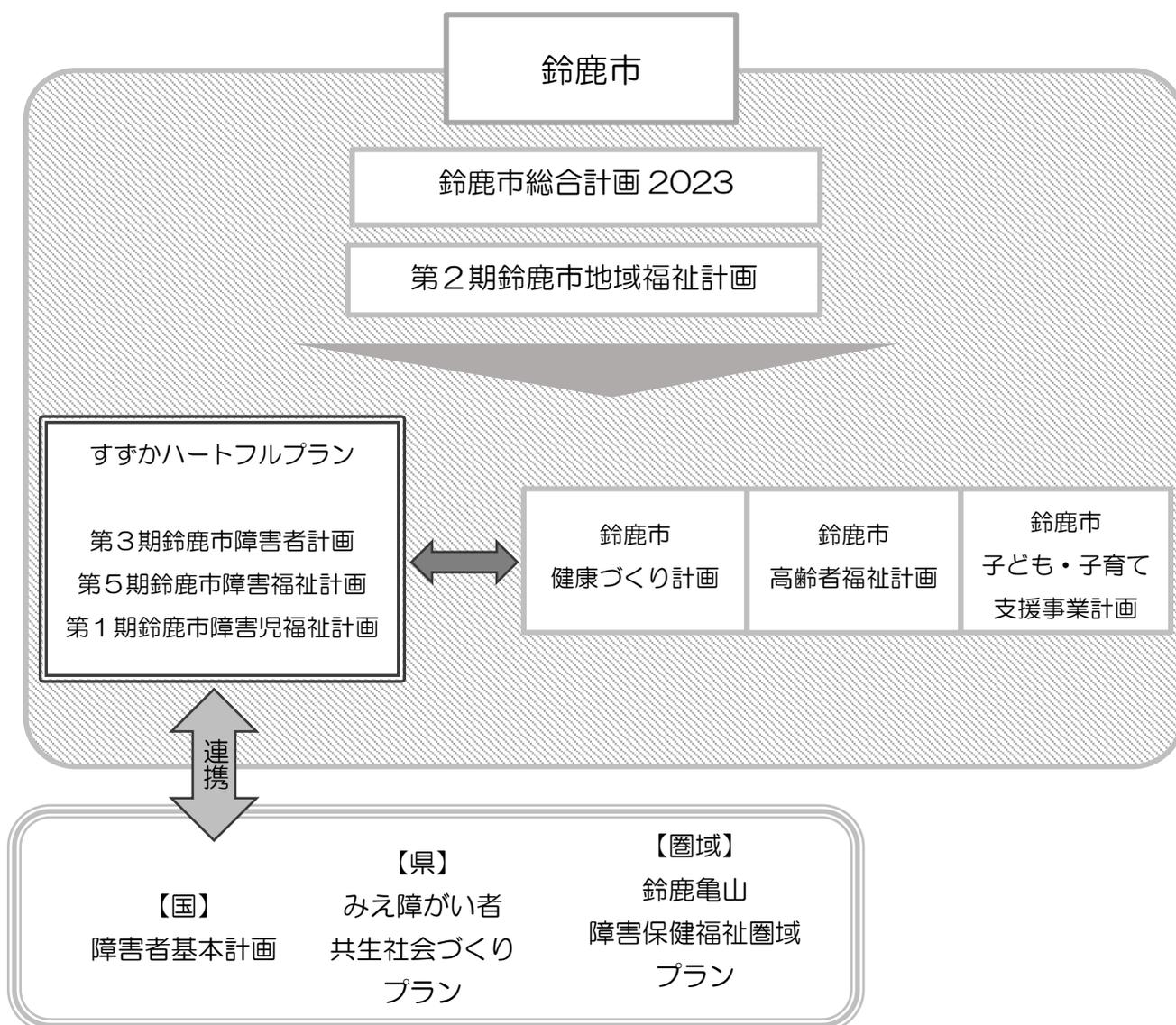


(2) 計画の位置付け

本計画は、国の「障害者基本計画」、三重県の「みえ障がい者共生社会づくりプラン」などの内容を踏まえ、本市の障がい者施策の方向性を定めるものです。

また、本計画は、本市の最上位計画である「鈴鹿市総合計画 2023」における基本計画の施策を推進するための個別計画として位置付け、福祉分野の上位計画である「第2期鈴鹿市地域福祉計画」をはじめ、「鈴鹿市健康づくり計画」、「鈴鹿市高齢者福祉計画」、「鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画」等の関連計画との整合性を図りながら策定しています。

さらに、アンケートやヒアリングを実施し、障がいのある人やその他の関係者の意見を可能な限り踏まえて策定しています。



3 計画の期間

障害者計画の期間は2018（平成30）年から2023（平成35）年までの6年間とします。

障害福祉計画，障害児福祉計画の期間は2018（平成30）年から2020（平成32）年までの3年間とします。

また，国などの動向を踏まえて期間中の見直しなどに柔軟に対応できるようにします。

なお，本計画は，国・県の計画と整合を図り計画期間を定めているため，総合計画における基本構想，基本計画の策定時には見直しを行うこととします。

2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
鈴鹿市総合計画 2023							
前期基本計画				後期基本計画			
第2期鈴鹿市障害者計画		第3期鈴鹿市障害者計画					
第4期鈴鹿市障害福祉計画		第5期鈴鹿市障害福祉計画					
		第1期鈴鹿市障害児福祉計画					

4 障害保健福祉圏域

障がいのある人に適切なサービスを受けてもらうため，広域的な障害福祉サービスの提供体制を整える必要があります。そのため三重県では，「障害保健福祉圏域」を設定しており，本市は亀山市と2市で「鈴鹿亀山圏域」を構成しています。

市町と県が協働で策定する「圏域ビジョン」（障害保健福祉圏域ごとの障害福祉サービスの基盤整備の方針）を踏まえ，広域的な連携の下でこの計画を策定しています。

5 計画の視点

(1) 障がいのある人を含めた“絆力”の向上による地域共生社会の実現

「地域共生社会の実現」へ向けた国の取組の方向性では、障がいのある人を含めた地域のあらゆる住民が「支えて側」と「受けて側」に分かれるのではなく、だれもが役割を持ち、支え合いながら暮らすことのできる仕組みを構築するとしています。

本計画では障がいのある人及び世帯を含めた、全ての住民が社会的孤独に陥らないよう、お互いに支え合う地域づくりに「我が事」として取り組むための市全体の意識の醸成を進めます。

(2) 幼少期から就労まで途切れない支援の充実

障害福祉計画の基本方針の基本理念の中に「障がい児の健やかな育成のための発達支援」が追加されるなど、障がい児支援の重要性はますます高くなっています。また、2018（平成30）年度の「児童福祉法」の改正により、各市町村において「障害児福祉計画」の策定が義務付けられ、サービスの新設や既存サービスの対象者拡大など、より専門的なサービスを受けることができるようになります。早期発見から、児童発達支援や障がい児保育へつなぎ、特別支援学級での教育と障害児通所支援、就労支援や地域移行支援などの利用を促進し、成長過程に応じた途切れない支援を提供することが重要となっています。

(3) 差別の解消と合理的配慮に向けた意識醸成

本市が、めざすべき都市の状態として掲げている「地域で障がい者が夢や生きがいを持って暮らしていること」の実現のためには、差別の解消と合理的配慮は必要不可欠です。2016（平成28）年に「障害者差別解消法」が施行され、障がいを理由とする差別的取り扱いの禁止、合理的配慮の提供が義務化されました。今後は合理的配慮の提供を具体的に進めていくための体制整備が求められており、市全体での気運を醸成していく必要があります。

第2章 障がいのある人を取り巻く状況

1 身体障害者手帳の交付状況

本市の2016（平成28）年度末の身体障害者手帳所持者数は6,919人となっています。

障がい種別にみると、肢体不自由が55.1%と最も高くなっていますが、2014（平成26）年度からの経年でみると微減しています。一方で、内部障がいは微増しています。

等級別でみると、1級が29.6%と最も高く、次いで4級が23.3%と高くなっています。

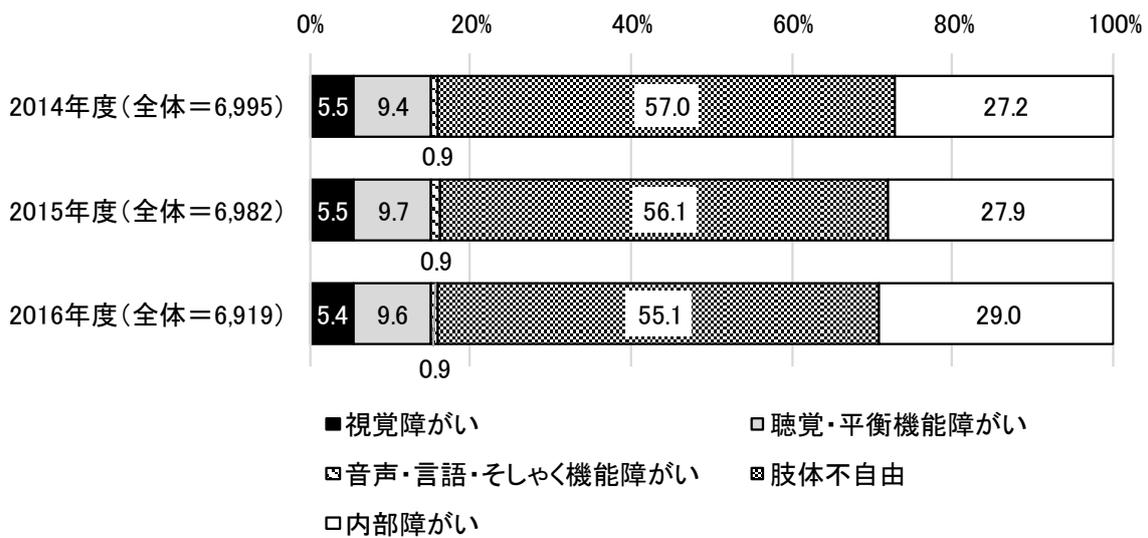
■身体障害者手帳所持者数

（人）

障がい種別		等級						合計
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	
視覚障がい		120	105	40	24	66	17	372
聴覚・平衡機能障がい		30	200	86	93	2	253	664
音声・言語・そしゃく機能障がい		1	5	34	25	0	0	65
肢体不自由		698	718	856	994	357	189	3,812
内 部 障 が い	心臓機能障がい	631	8	158	145	0	0	942
	じん臓機能障がい	518	1	28	2	0	0	549
	呼吸器機能障がい	34	5	71	18	0	0	128
	ぼうこう・直腸機能障がい	1	0	18	303	0	0	322
	小腸機能障がい	3	0	2	4	0	0	9
	免疫機能障がい	3	18	13	1	0	0	35
	肝臓機能障がい	12	2	4	3	0	0	21
	内部障がい計	1,202	34	294	476	0	0	2,006
合計		2,051	1,062	1,310	1,612	425	459	6,919

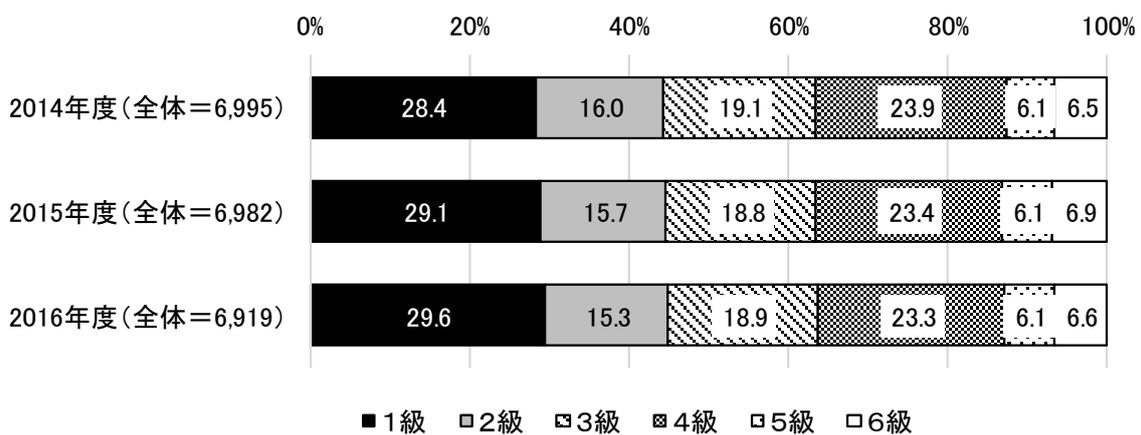
資料：障がい福祉課（2016年度末現在）

■障がい種別割合



資料：障がい福祉課（各年度末）

■等級別割合



資料：障がい福祉課（各年度末）

2 療育手帳の交付状況

本市の2016（平成28）年度末の療育手帳所持者数は1,512人となっています。年齢別にみると、18歳未満ではB（中度・軽度）の割合が、A（最重度・重度）の割合よりも高くなっており、18歳以上ではA（最重度・重度）の割合とB（中度・軽度）の割合に大きな差はありません。

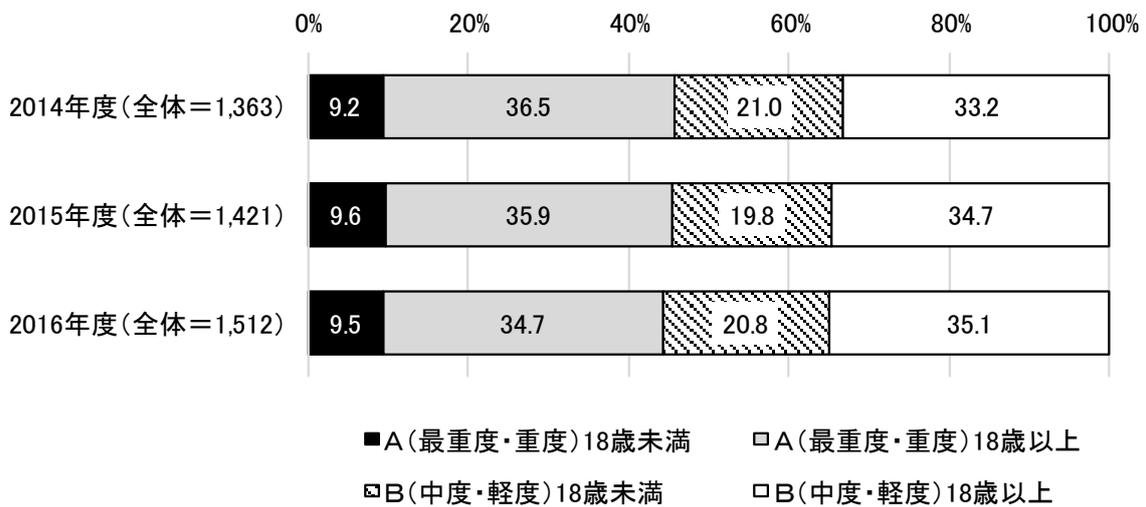
■療育手帳所持者数

（人）

区分	18歳未満	18歳以上	合計
A（最重度・重度）	143	525	668
B（中度・軽度）	314	530	844
合計	457	1,055	1,512

資料：障がい福祉課（2016年度末現在）

■年齢別・等級別療育手帳所持者割合



資料：障がい福祉課（各年度末）

3 精神障害者保健福祉手帳の交付状況

本市の精神障害者保健福祉手帳の所持者数は増加傾向にあり、2016（平成 28）年度末で 1,185 人となっています。

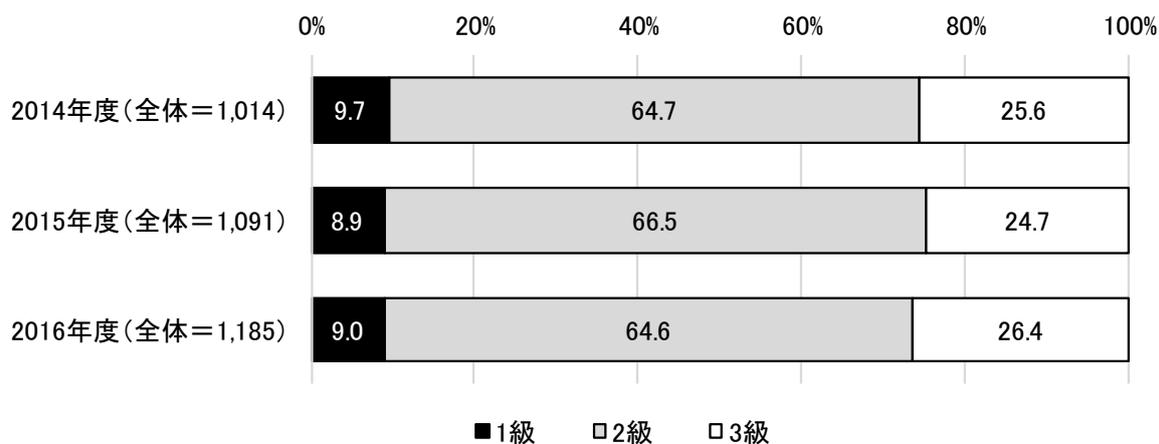
等級別にみると、2 級が 64.6%と最も高くなっています。また、2014（平成 26）年から 2016（平成 28）年における増加率が最も高い等級は 3 級となっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数 (人)

区分	2014 年度	2015 年度	2016 年度
1 級	98	97	107
2 級	656	725	765
3 級	260	269	313
合計	1,014	1,091	1,185

資料：障がい福祉課（2016 年度末現在）

■精神障害者保健福祉手帳所持者等級別割合



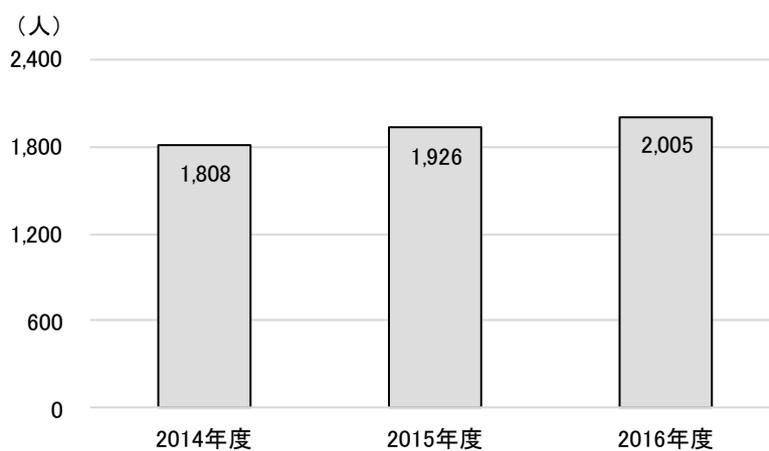
資料：障がい福祉課（各年度末）

4 難病患者の状況

障害者総合支援法の施行により、2013（平成 25）年度から難病患者等が障がいのある人の範囲に加えられ、障害福祉サービスの利用が可能となりました。

また、2017（平成 29）年度から障害福祉サービスを受けられる難病の範囲が 358 疾病に拡大されたことにより、患者数が伸びています。

■特定疾患認定患者



資料：保健所年報（三重県鈴鹿保健所）（各年度末）

5 アンケート結果

(1) 調査概要

① 調査の目的

2017（平成 29）年度に「第3期鈴鹿市障害者計画，第5期鈴鹿市障害福祉計画及び第1期鈴鹿市障害児福祉計画」の策定を行うにあたり，本市の障がいのある人の実態を把握し，総合的な施策への反映や障害者計画，障害福祉計画及び障害児福祉計画の円滑な計画策定の基礎資料とするためにアンケート調査を実施しました。

② 調査概要

(1) 調査地域 : 鈴鹿市全域

(2) 調査対象者 : 鈴鹿市在住の障害者手帳所持者（無作為抽出）1,500 人
鈴鹿市在住の一般市民（無作為抽出）1,000 人

(3) 調査期間 : 2017（平成 29）年2月6日から2月28日

(4) 調査方法 : 郵送配布・郵送回収による郵送調査法

③ 回収結果

	配布数	有効回収数	有効回収率
当事者調査	1,500	853	56.9%
一般市民調査	1,000	464	46.4%
合計	2,500	1,317	52.7%

(2) 当事者調査結果

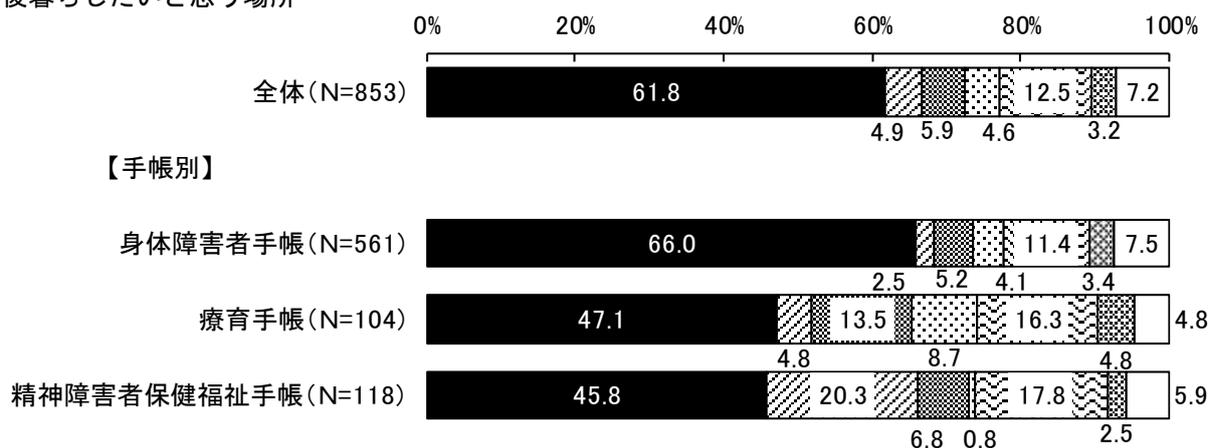
①基本属性

- アンケート調査の記入者は、本人が最も高くなっています。
- 年齢は身体障害者手帳所持者では「70歳以上」、療育手帳所持者では「20歳未満」、精神障害者保健福祉手帳所持者では「40歳代」が高くなっています。
- 手帳の種類は、「身体障害者手帳」の所持者の割合が65.8%と最も高くなっています。
- 等級については、身体障害者手帳所持者では「1級」、療育手帳所持者では「B1」、精神障害者保健福祉手帳所持者では「2級」がそれぞれ最も高くなっています。
- 身体障害者手帳所持者の障がい種別では、「肢体不自由（下肢）」が最も高くなっています。

②現在の生活について

- 現在の生活場所は、「自宅に住んでいる」が最も高くなっています。一緒に暮らしている人については、身体障害者手帳所持者では「配偶者」、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者では「父親・母親」が、それぞれ最も高くなっています。
- 障がいのある人が地域で社会生活を営むために必要なことは、「家族やパートナーなどの理解者がいること」が最も高くなっています。
- 今後暮らしたいと思う場所は、「家族と一緒に自宅で暮らしたい」が最も高くなっています。
- あなたの現在の生活で困っていること、不安に思っていることは、「自分の健康や体力に自信がない」が最も高くなっています。
- 悩みや困りごとの相談先については、身体障害者手帳所持者では「配偶者」、療育手帳所持者では「親・祖父母・子」、精神障害者保健福祉手帳所持者では「医師」が、それぞれ最も高くなっています。

■今後暮らしたいと思う場所



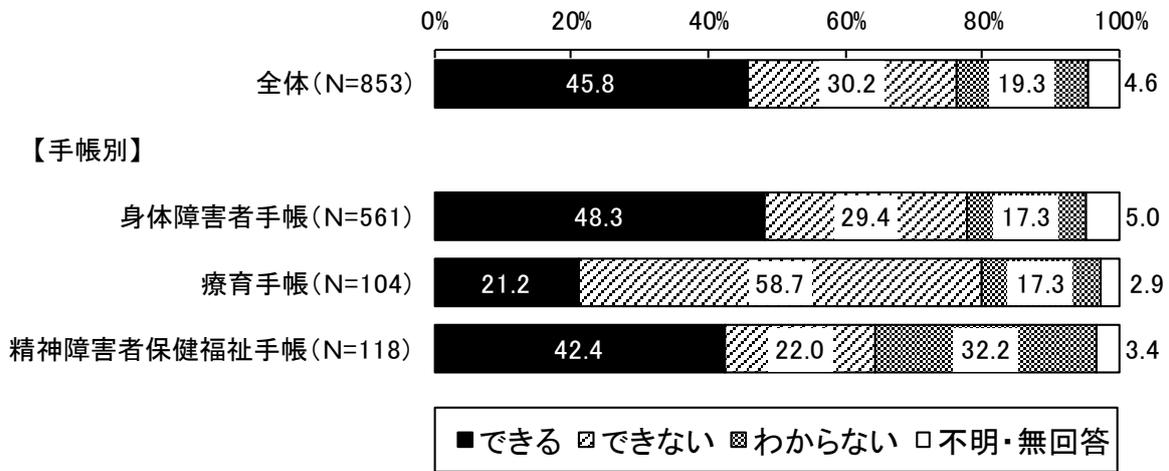
- 家族といっしょに自宅で暮らしたい
- ひとり暮らしや結婚のため、家を借りて暮らしたい
- ▨ 共同生活ができるグループホームなどで暮らしたい
- 生活や訓練をするための施設で暮らしたい
- わからない
- ▨ その他
- 不明・無回答

③災害時について

○災害発生時に一人で避難することができるかについては、身体障害者手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者では「できる」、療育手帳所持者では「できない」がそれぞれ高くなっています。一人で避難が「できない」と答えた方の避難の手助けをしてくれる人は「家族や親族」が最も高くなっています。

○災害時要援護者台帳に登録してもよいかについては、「現在は登録していないが、してもよいと思う」が最も高くなっています。「現在登録していないし、今後もしたくない」理由については、身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者では「家族等の支援を受けられるため」、精神障害者保健福祉手帳所持者では「個人情報を知られたくない」がそれぞれ最も高くなっています。

■災害発生時に一人で避難できるか



④健康状態について

○医療機関の通院頻度については、「月に1回程度」が最も高くなっています。

○治療費については、『負担を感じる』（「かなり負担を感じる」「負担を感じる」「少し負担を感じる」を合わせた割合）が54.7%と半数を超えています。

○病院に関することで困っていることについては、「特に困っていることはない」が最も高くなっています。

⑤仕事について

○ふだんの過ごし方については、身体障害者手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者では「自宅などで過ごしている」、療育手帳所持者では「学校や保育所に通っている」が、それぞれ最も高くなっています。

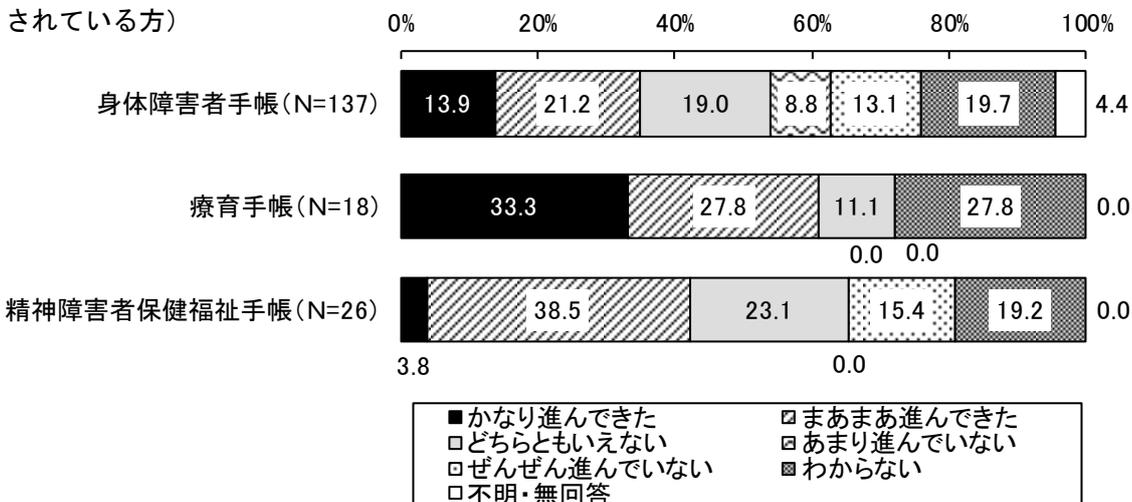
○「常勤で仕事をしている（自営業を含む）」「パートアルバイト（内職）」の仕事をしている方がやりがいを感じているかについては、『感じている』（「感じている」「どちらかといえば感じている」を合わせた割合）が57.9%となっています。現在の職場で障がいに対する理解は進んできたかについては『進んできた』（「かなり進んできた」「まあまあ進んできた」を合わせた割合）が身体障害者手帳所持者で35.1%、療育手帳所持者で61.1%、精神障害者保健福祉手帳所持者で42.3%となっています。現在の仕事上の悩み事については、「収入が少ない」が最も高くなっています。

○「自宅で過ごしている」と答えた方の、仕事をしていない理由は、「働きたいけれど働けない」が最も高くなっています。「働きたいけれど働けない」理由については、「仕事ができる健康状態ではない」が最も高くなっています。

■ふだんの過ごし方について（上位3位）

	身体障害者手帳 (N=561)	療育手帳 (N=104)	精神障害者保健福祉手帳 (N=118)
1位	自宅などで過ごしている (54.7%)	学校や保育所などに通っている (26.9%)	自宅などで過ごしている (39.8%)
2位	常勤で仕事をしている（自営業を含む） (16.8%)	就労支援施設・作業所などで働いている（福祉的就労） (21.2%)	就労支援施設・作業所などで働いている（福祉的就労） (14.4%)
3位	パートやアルバイト（内職）の仕事をしている (7.7%)	病院や福祉施設で看護や介護を受けている (17.3%)	パートやアルバイト（内職）の仕事をしている (11.9%)

■現在の職場において障がい者に対する理解が進んできたかについて（常勤，パート，アルバイトの仕事をしている方）



⑥社会参加について

○外出頻度については、「ほぼ毎日」が最も高くなっています。

○外出目的については、身体障害者手帳所持者では「買い物」、療育手帳所持者では「通学・通勤」、精神障害者保健福祉手帳所持者では「通院」がそれぞれ最も高くなっています。

○外出時に差別や偏見や誤解、仲間はずれだと感じるものの有無について、『感じる』（「よく感じる」「ときどき感じる」を合わせた割合）と答えた方が、身体障害者手帳所持者で17.9%，療育手帳所持者で33.7%，精神障害者保健福祉手帳所持者で41.5%となっています。『感じる』場面については、身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者では「街での視線」、精神障害者保健福祉手帳所持者では「人間関係」が、それぞれ最も高くなっています。

○障害者差別解消法の認知度は、「障害者差別解消法について知らない」が最も高くなっています。

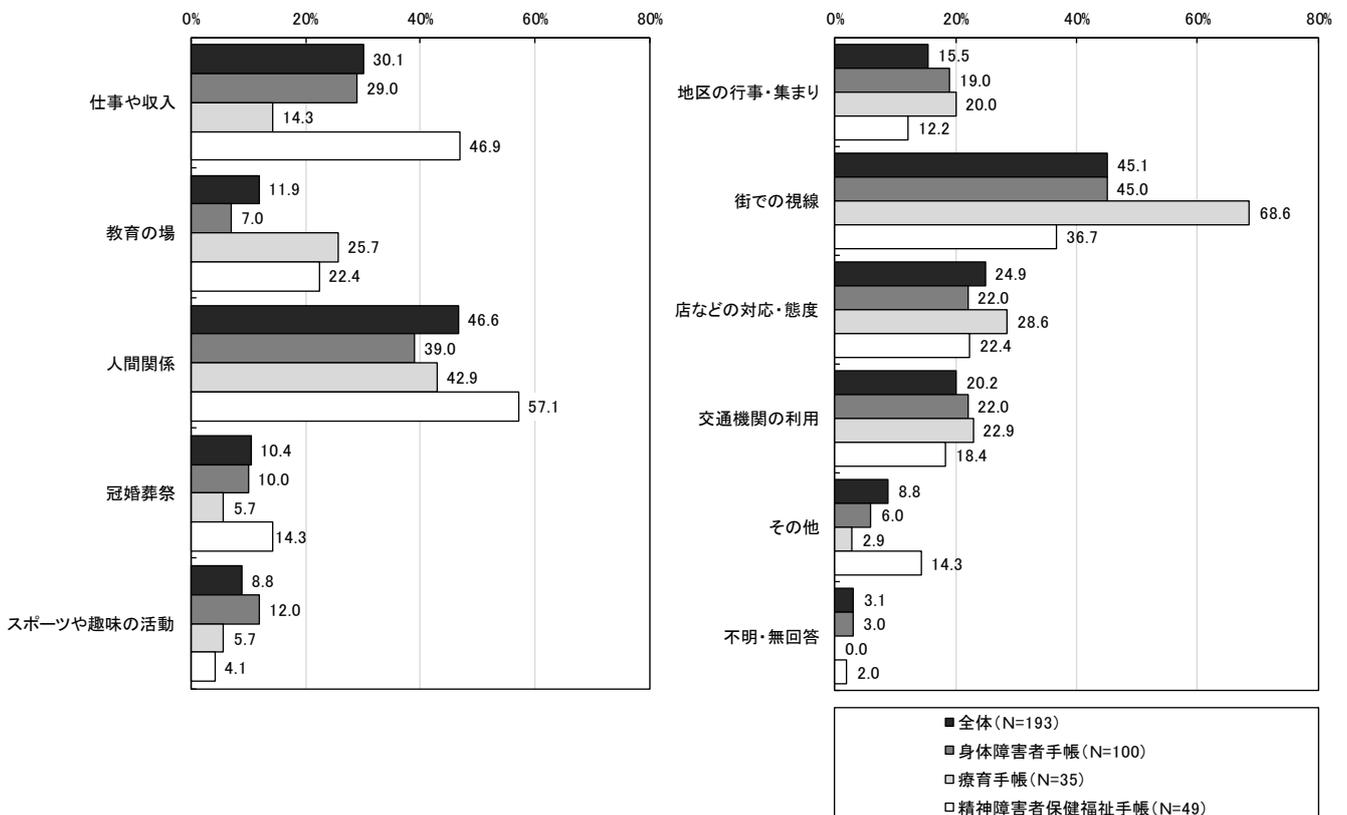
○合理的配慮の認知度は、「合理的配慮について知らない」が最も高くなっています。

○「共生社会」という考え方の認知度は、「共生社会について知らない」が最も高くなっています。

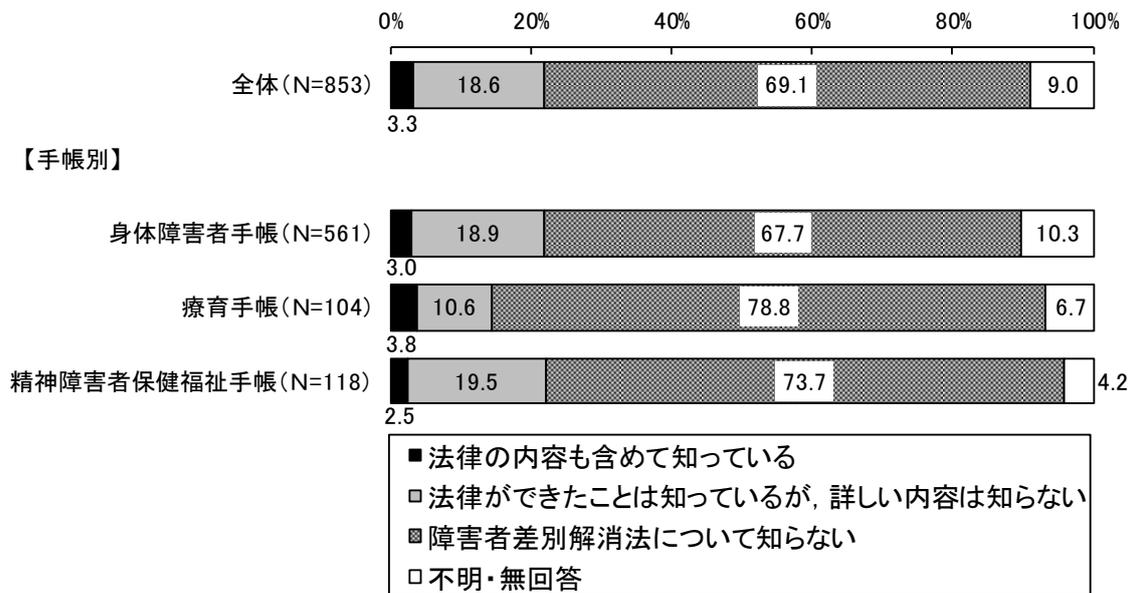
■外出目的

	身体障害者手帳 (N=561)	療育手帳 (N=104)	精神障害者保健福祉手帳 (N=118)
1位	買い物 (60.4%)	通学・通勤 (56.7%)	通院 (63.6%)
2位	通院 (48.7%)	買い物 (43.3%)	買い物 (49.2%)
3位	散歩 (25.0%)	通院 (26.0%)	通学・通勤 (32.2%)

■差別を感じる場面



■障害者差別解消法の認知度



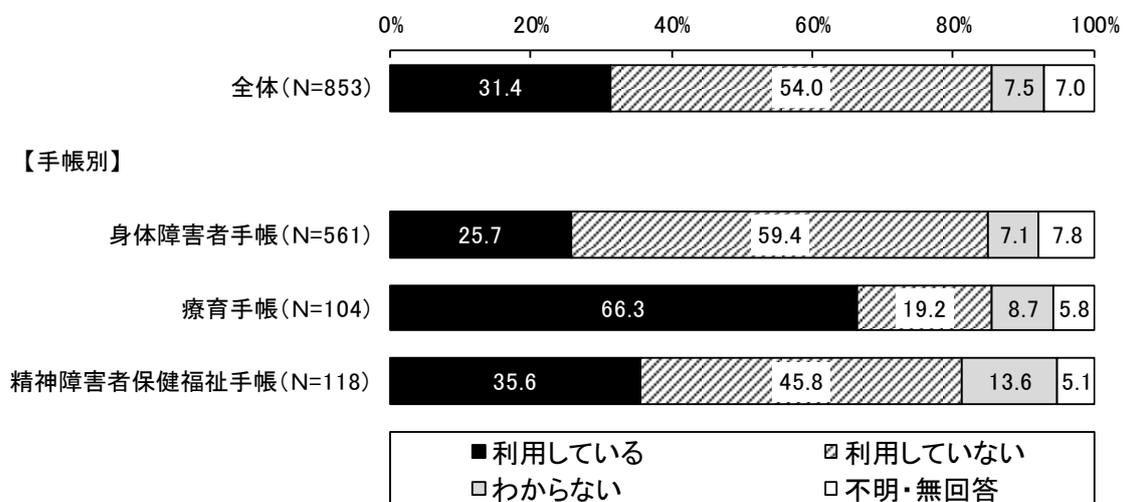
⑦福祉サービスについて

○障害福祉サービスに関するサービスの利用の有無については、身体障害者手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者では「利用していない」、療育手帳所持者では「利用している」が、それぞれ高くなっています。「利用していない」と答えた方の理由は、「利用しなくても生活に支障がない」が最も高くなっています。

○障害福祉サービスの情報源は、身体障害者手帳所持者で「市や県の広報誌」、療育手帳所持者で「施設職員やヘルパー」、精神障害者保健福祉手帳所持者で「病院・診療所」が、それぞれ最も高くなっています。

○あったらいいと思うサービスについては、「小さな不安や困りごとでも相談にのってくれるよろず相談サービス」が最も高くなっています。

■障害福祉サービスを利用しているか



⑧権利を守る制度について

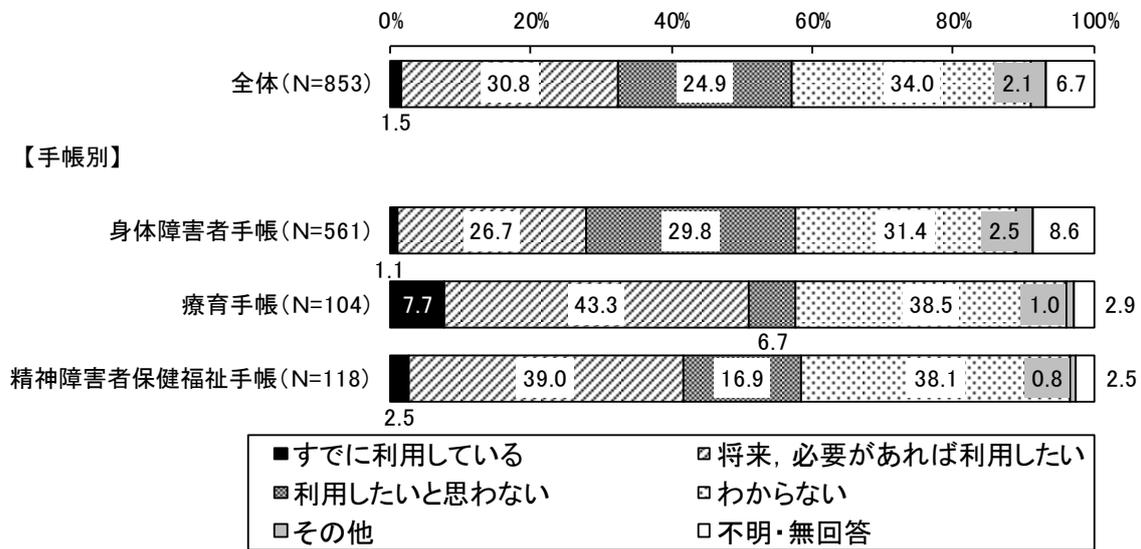
○成年後見制度の認知度については、身体障害者手帳所持者では「名前も内容も知っている」、療育手帳所持者では「わからない」、精神障害者保健福祉手帳所持者では「名前は聞いたことがあるが内容は知らない」が、それぞれ最も高くなっています。

○成年後見制度の利用意向については、身体障害者手帳所持者では「わからない」、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者では、「将来、必要があれば利用したい」が最も高くなっています。

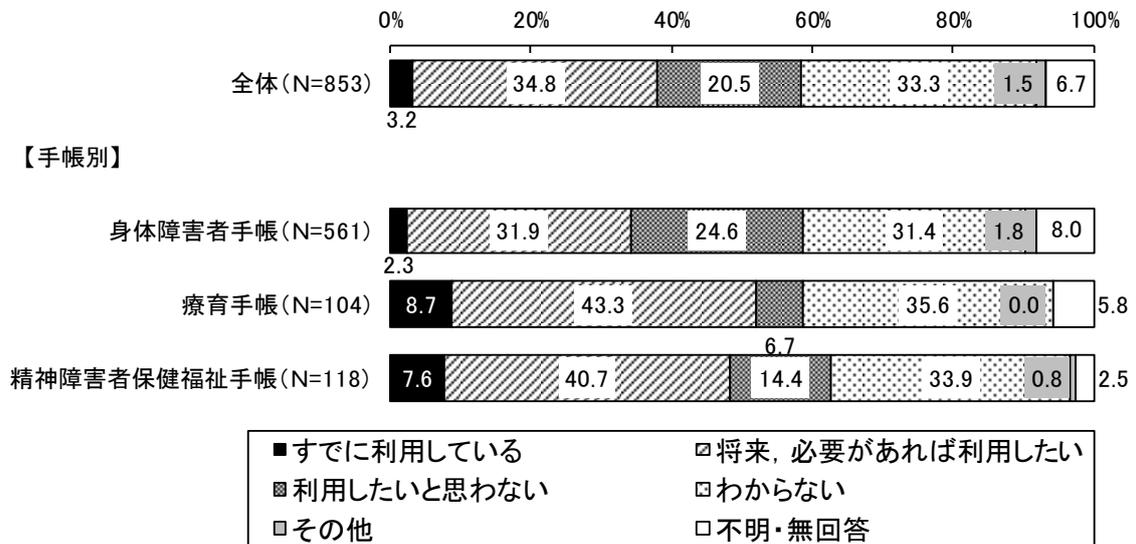
○日常生活自立支援事業の認知度については、身体障害者手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者では「名前も内容も知らない」、療育手帳所持者では「わからない」が最も高くなっています。

○日常生活自立支援事業の利用意向については、「将来、必要があれば利用したい」が最も高くなっています。

■成年後見制度の利用意向



■日常生活自立支援事業の利用意向



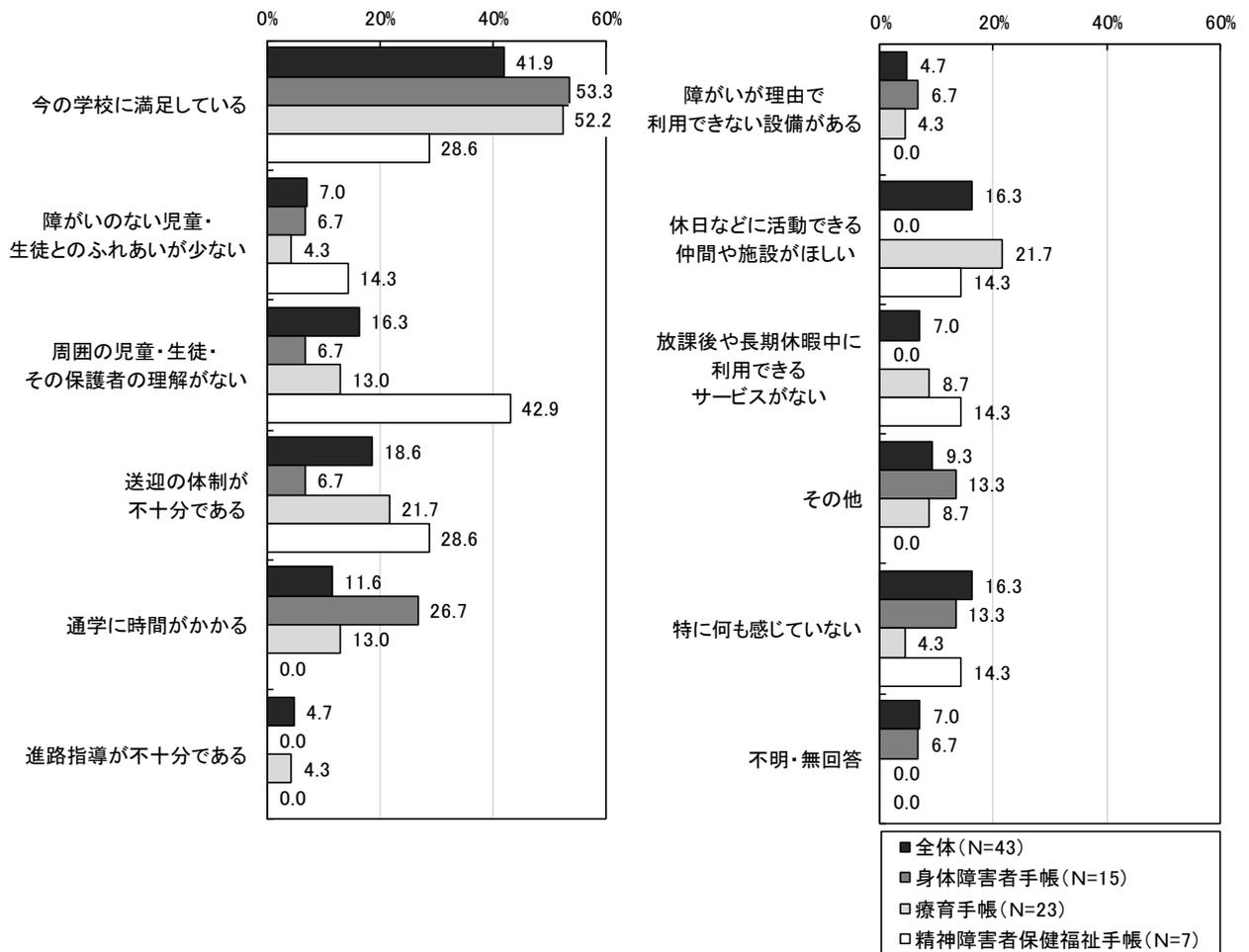
⑨教育について

○学校に通っているかについては、「通っていない」が高くなっています。療育手帳所持者では「通っている」が、22.1%と他に比べて高くなっています。「通っている」と答えた方の通学先は、「小・中学校特別支援学級」が最も高くなっています。

○通学していて感じることにについては、身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者では「今の学校に満足している」、精神障害者保健福祉手帳所持者では「周囲の児童・生徒・その保護者の理解がない」が、それぞれ最も高くなっています。

○学校教育修了後の社会参加においてどのような福祉施策を望むかについては、身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者では「障がいの特性に応じた作業所などの充実」、精神障害者保健福祉手帳所持者では「一般企業（会社など）の障がい者雇用の拡大」「障害者就業・生活支援センターの充実」が、それぞれもっとも高くなっています。

■通学していて感じること



⑩満足度について

○鈴鹿市の障がい者福祉施策に満足しているかについては、『満足している』（「満足している」「ある程度満足している」を合わせたもの）が25.8%、『不満である』（「不満である」「やや不満である」を合わせたもの）が18.0%となっています。

○今後も鈴鹿市に住み続けたいかについては、『住み続けたい』（「これからもずっと住み続けたい」「住み続けるつもりである」を合わせたもの）が80.9%となっています。

⑪介助者について

○介助者の年齢は、身体障害者手帳所持者は「70歳以上」、療育手帳所持者は「40歳代」、精神障害者保健福祉手帳所持者は「60歳代」が、それぞれ最も高くなっています。

○介助期間は、身体障害者手帳所持者は「1年以上5年未満」、療育手帳所持者は「20年以上」、精神障害者保健福祉手帳所持者は「10年以上20年未満」が、それぞれ最も高くなっています。

○介助の方法や技術的な内容などで、大変と感ずることについては、身体障害者手帳所持者では「特にない」、療育手帳所持者では「移動介助」、精神障害者保健福祉手帳所持者では「洗濯・掃除」が最も高くなっています。

○介助者からみて、障がいのある方が必要なときにサービスを受けられていると思うかについては、『思う』（「思う」「どちらかといえば思う」を合わせた割合）が37.8%となっています。『思わない』（「どちらかといえば思わない」「思わない」を合わせた割合）が29.6%となっています。

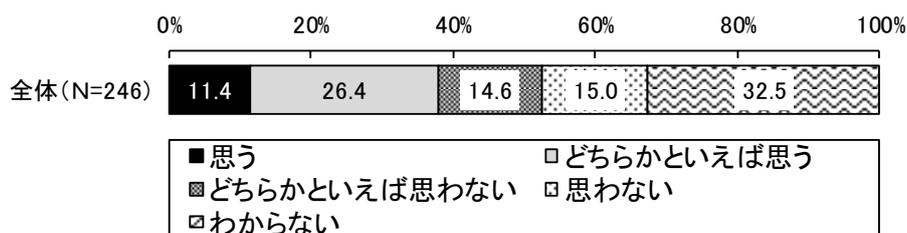
○介助者の健康状態については、『健康である』（「健康である」「おおむね健康である」を合わせた割合）が69.0%となっています。

○介助にあたって思うことについては、「心身が疲れる」が最も高くなっています。

■介助の方法や技術的な内容などで、大変と感ずること

	身体障害者手帳 (N=561)	療育手帳 (N=104)	精神障害者保健福祉手帳 (N=118)
1位	特にない (29.2%)	移動介助 (31.9%)	洗濯・掃除 (32.4%)
2位	・入浴介助 (28.1%) ・移動介助 (28.1%)	・コミュニケーション手段 (29.0%) ・入浴介助 (29.0%)	投薬管理 (29.4%)
3位	排泄の処理 (22.2%)	・投薬管理 (23.2%) ・排泄処理 (23.2%)	コミュニケーション手段 (26.5%)

■障がいのある方が必要なときにサービスが受けられているか



(3) 一般市民調査結果

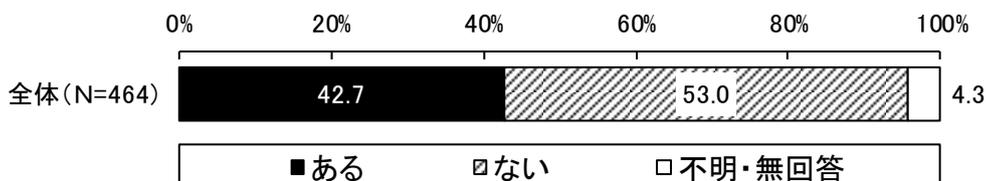
①基本属性

- 年齢は60歳以上が最も高くなっています。
- 仕事は「働いていない」が最も高くなっています。
- 家族構成は「二世帯世帯」が最も高くなっています。

②障がいのある方との関わりについて

- 家族に障がいのある方がいるかについては、「いる」が38.1%となっており、「いない」が60.3%となっています。
- 障がいのある方と暮らしたり、遊んだり、学んだり、仕事をした経験の有無については、50歳代までは「ある」が半数を超えていますが、60歳以上では「ない」が半数を超えています。「ある」と答えた方の経験は、「一緒に生活したことがある」が最も高くなっています。
- 障がい福祉への関心の有無については、『関心がある』（「とても関心がある」「ある程度関心がある」を合わせた割合）が72.2%となっています。『関心がある』と答えた方が、どのような経験から関心を持ったかについては、「自分の身内や近所、知り合いに障がいのある方がいるから」が最も高くなっています。
- 障がいのある方が困っているときに話しかけたり、手を貸したりしたことの有無については「ある」が42.7%となっています。「ある」と答えた方の具体的な行動としては、「車いすを押した」が最も高くなっています。「ない」と答えた方の理由は、「そのような機会がなかった」が最も高くなっています。
- 障がいのある方にかかわるボランティア活動への参加意向については、『参加したい』（「現在参加している」「参加したい」「知り合いと一緒になら、参加したい」を合わせた割合）が『参加したくない』（「参加したいとは思わない」「絶対に参加しない」を合わせた割合）を上回っています。「参加したい」「知り合いと一緒になら、参加したい」と答えた方が、参加したいボランティアについては、「話し相手」が最も高くなっています。『参加したくない』と答えた理由は、「健康や体力に自信がないから」が最も高くなっています。

■障がいのある方が困っているときに話しかけたり手を貸したりした経験



③障がいのある方への理解について

○地域社会の中での障がいのある方への理解の進捗については、『進んできた』(「かなり進んできた」「どちらかといえば進んできた」を合わせた割合)が「変わっていない」「どちらかといえば後退している」「後退している」の割合を上回っています。

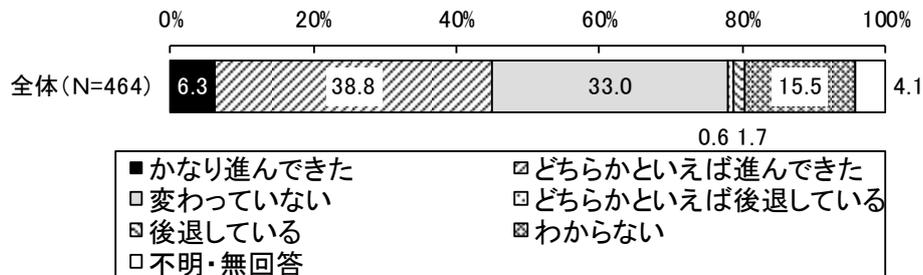
○地域社会の中での障がいを理由とした差別の有無については、「ある」が70.5%と高くなっています。「ある」と答えた方が、どのようなときに差別を感じるかについては、「仕事や収入」が最も高くなっています。

○障害者差別解消法の認知度については、「障害者差別解消法について知らない」が最も高くなっています。

○合理的配慮の認知度については、「合理的配慮について知らない」が最も高くなっています。

○共生社会という考え方の認知度は、「共生社会という言葉だけは知っているが、詳しい内容は知らない」が最も高くなっています。

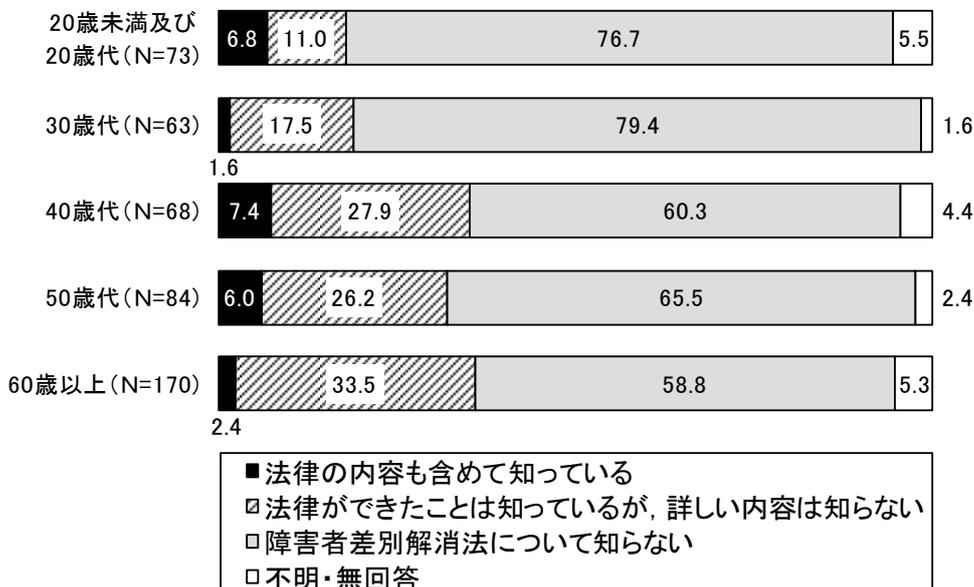
■地域社会の中での障がいのある方への理解の進捗



■障害者差別解消法の認知度



【年齢別】



④障がいに関する情報について

○障がいに関する情報源については、「テレビ・ラジオ」が最も高くなっています。

○広報「すすか」やホームページにおいて、障がいに関する情報を発信しているかについては、『発信している』（「積極的に発信している」「どちらかといえば発信している」を合わせた割合）が38.4%となっており、「どちらかといえば発信していない」「消極的であり、発信していない」を上回っています。

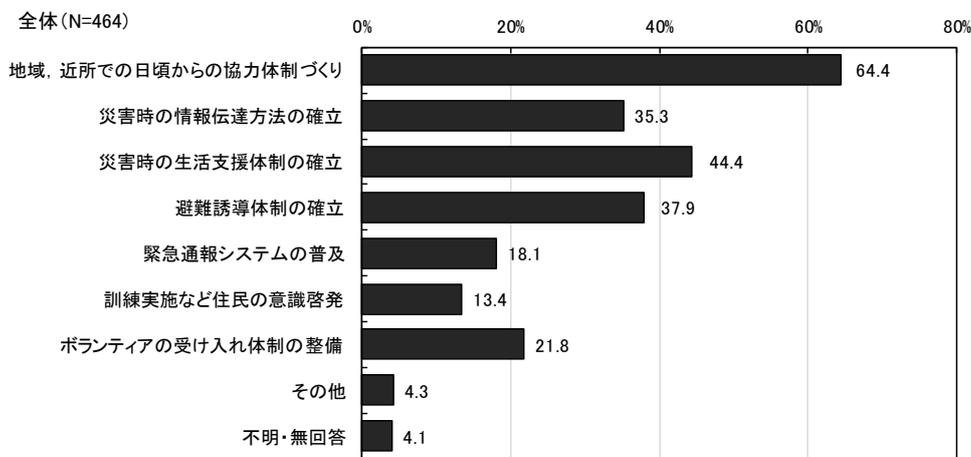
⑤障がいのある方を取り巻く環境について

○災害時等において障がいのある方に対する必要な取組については、「地域、近所での日頃からの協力体制づくり」が最も高くなっています。30歳代、40歳代では、「災害時の生活支援体制の確立」が最も高くなっています。

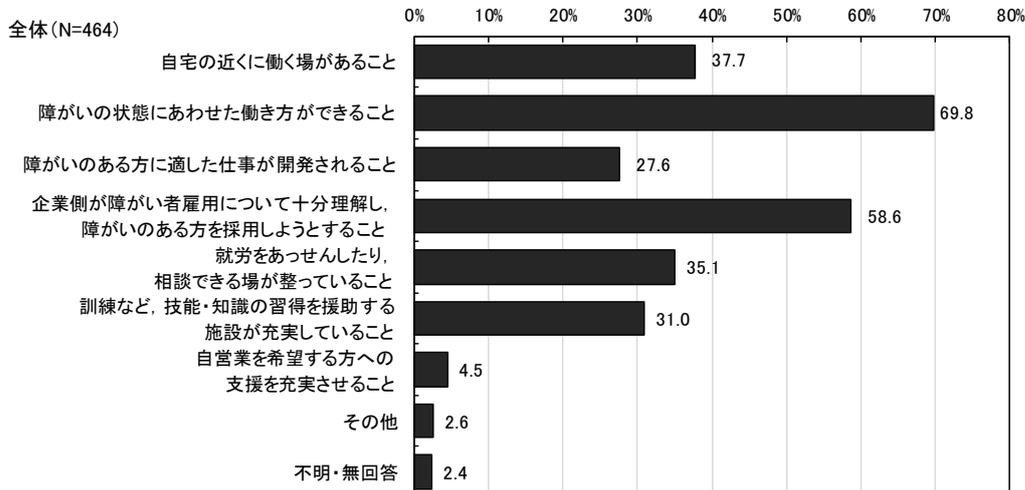
○障がいのある方が働くために必要な条件については、「障がいの状態にあわせた働き方ができること」が最も高くなっています。

○障がいのある方にとって住みよいまちづくりに必要な施策については、「障がいの特性を理解し、可能性を伸ばす教育を進めること」「障害者基礎年金などの手当の充実を進めること」「就労対策を進めること」が高くなっています。

■災害時等において障がいのある方に対する必要な取組



■障がいのある方が働くために必要な条件



第2部 第3期鈴鹿市障害者計画

第1章 基本的な考え方

1 計画の基本目標と重点施策

本計画では、「だれもが等しく生きる社会」「障がいのある人も当たり前の権利を取り戻すことができること」「全ての人を孤立などから守り、健康で文化的な生活を送ることができるよう支えること」などの考え方に則り、障がいのある人もない人も、全ての人がその人らしい生活を、地域で自立して営めることを理念とします。

「鈴鹿市総合計画 2023」においてめざすべき都市の状態として掲げている「地域で障がい者が夢や生きがいを持って暮らしていること」の実現を基本目標とし、アンケート結果などに基づく障がいのある人の現状等を踏まえ、以下の重点施策を掲げ、取組を推進することとします。

また、各施策への取組については、毎年進捗状況の調査・検討を行い、必要な場合は改善を図るなど適切な進行管理を行います。

1 心の通う社会の形成

障がいの有無にかかわらず、支えあって生活できる「地域共生社会」の実現を目指します。

2 保健・医療の充実

国の福祉施策に対応し、保健・医療サービスの提供体制を個人の状況に応じて整備します。

3 保育・教育の推進

一人ひとりの発達状況に合わせた切れ目のない保育・教育を充実します。

4 地域生活の支援

国の福祉施策に対応し、サービスの充実や地域の見守り体制の確立により、地域における障がいのある人の自立した生活を支援します。

5 就労・雇用の促進

自立支援や生きがいにもつながるような就労支援サービスの充実を図ります。

2 成果指標の設定

成果指標①：障がい者支援のための活動など、障がい者と交流する機会を持ったことがある市民の割合

現状値	目標値
2016 年度	2023 年度
8.5%	15.0%

成果指標②：50 人以上の従業員を雇用する企業のうち、障がい者を1人以上雇用している企業の割合

現状値	目標値
2016 年度	2023 年度
76.2%	85.0%

3 施策の体系

第3期鈴鹿市障害者計画

1 心の通う社会の形成

- (1) 啓発・広報活動の推進
- (2) 福祉教育の推進
- (3) 文化・スポーツ活動，社会活動への参加の促進
- (4) ボランティア活動などの促進

2 保健・医療の充実

- (1) 障がいの早期発見，早期治療体制の充実
- (2) 医療サービスの充実

3 保育・教育の推進

- (1) 保育・就学前教育の推進
- (2) 学校教育基盤の整備

4 地域生活の支援

- (1) 総合的な福祉のまちづくりの推進
- (2) 移動支援の充実
- (3) 住宅整備の推進
- (4) 防犯・防災体制の整備
- (5) 福祉サービスの充実
- (6) 権利擁護の促進
- (7) 相談体制及び情報提供の充実

5 就労・雇用の促進

- (1) 雇用の確保と拡大
- (2) 福祉的就労の場の確保

第2章 具体的な施策推進に向けて

1 心の通う社会の形成

国では、2014（平成26）年に「障害者権利条約」が批准されています。従来、障がいは、病気や外傷などにより生じる個人的な問題とされてきましたが、「障害者権利条約」では、障がいは社会が作り出したものであるとされています。

また、2016（平成28）年に「障害者差別解消法」が施行され、障がいを理由とした差別的取り扱いや合理的配慮の不提供等が禁止されるなど、障がいのある人に対する権利保護や人権の尊重に対する基盤の整備が進められています。

障がいのある人とない人が、選択肢と機会を平等に享受するための第一歩として、障がいのある人の権利を守るための広報活動や障がいについての啓発を活発に行い、市民の障がいに対する理解を深めていくことが重要です。

本市では、障がいのある人とない人が、地域の中で支えあい、思いやりを持ってともに暮らすことのできる真の「地域共生社会」の実現に向けた施策の展開を進めていきます。

(1) 啓発・広報活動の推進

【現状】

精神障がいや知的障がい、身体障がいにおける内部障がいや聴覚障がい等は、見た目からはわかりづらいため、その特性を正しく理解できるよう啓発することが大切です。

障がいのある人への差別・偏見がなくなり、障がいの有無にかかわらず地域で共生できるよう、啓発・広報活動を通じて、障がいに対する市民の正しい知識の普及や定着を図る必要があります。

市在住の一般市民へのアンケート調査（以下「市民アンケート」という。）によると、地域社会の中での障がいを理由とした差別の有無については、「ある」が約7割と高くなっています。

障がいのある人が困っているときに話しかけたり、手を貸したりしたことの有無については、「ない」が「ある」を上回っており、経験している人の多くが「車いすを押した」と回答しています。

障害者差別解消法や合理的配慮、地域共生社会という考え方の認知度は「知らない」が最も高くなっています。

障がいについての正しい知識の継続的な周知と浸透は、障がいのある人とない人の相互の助け合い活動につながると考えられます。

本市では、市の関係各課や鈴鹿市人権擁護委員会などと連携し、じんけんフェスタ in すずか等の啓発イベントや、地区市民センター、公民館、人権尊重まちづくり推進会議などと連携し、人権講演会を開催しています。また、「障害者総合相談支援センターあい」を通じて、総合的な相談などの情報発信をしています。

そのほかには、全ての人々が相互に人格と個性を尊重し、だれもが手話に親しむための条例等の制定を目指し、手話が広く使用される地域共生社会の実現を図ります。

【課題】

- 障がいのある人や障がいへの理解の促進と正しい知識の普及
- 障がいを理由とする差別の解消

【本市における取組・推進策】

①障がいについての理解の促進

施策	内 容
人権学習の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○市の関係各課や鈴鹿市人権擁護委員会などと連携し、じんけんフェスタ in すずか等の啓発イベントを開催し、人権意識の高揚を図ります。 ○人権講演会を地区市民センター、公民館、人権尊重まちづくり推進会議などと共催し、人権意識の高揚を図ります。 ○職員人権研修を実施し、市職員の人権意識の高揚を図ります。 ○公民館で開催する高齢者教室や人権講座などの生涯学習事業を通して、市民の福祉に対する関心を高めるとともに、人権意識の向上を図ります。
「障害者週間」の周知	<ul style="list-style-type: none"> ○広報への啓発記事の掲載や、啓発物品の配布等により、「障害者週間」（12月3日～12月9日）や「人権週間」（12月4日～12月10日）の周知を図ります。

②障がいや福祉に関する情報発信

施策	内 容
「広報すずか」の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○「広報すずか」に障がいに関する記事を掲載するなど、障がいや福祉について情報を発信し、障がいへの理解を促進するとともに、知識の普及を図ります。 ○写真を多用し、分かりやすい紙面構成及び配色等にも配慮した見やすい紙面づくりに努めます。 ○関係社会福祉機関との連携を図り、広報活動を強化します。 ○地域共生社会の実現に向けた交流の場を創出するイベントなど（スポーツなど）の情報を積極的に発信します。
「障害者差別解消法」の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○広報及びホームページへ、差別の解消に関する啓発記事を掲載し、市民の理解を深めます。 ○職員に対する研修を実施し、障がいを理由とする差別解消の推進を図ります。
「相談窓口」による相談などの情報発信の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○各障がいに対するきめ細やかな対応を実施するため、「障害者総合相談支援センターあい」（市役所西館2階）を通じて、総合的な相談などの情報発信を図ります。

(2) 福祉教育の推進

【現状】

障がいに対する適切な理解や接し方等を学ぶためには、啓発や教育により正しい知識を得ることや、交流等により実際にコミュニケーションをとることが大切です。

市民アンケートによると、約6割の人が、障がいのある人とかかわった経験を持っており、そのうち、「一緒に生活したことがある（している）」という人が多くいます。

本市では、毎年8月に、障がいのある人の日常作業の体験や車いすの乗車体験、ゲームを通じた交流活動（ワークキャンプ）を行っています。また、毎年10月に開催される、福祉まつり「ふれあい広場鈴鹿」において、地域の人々と障がいのある人の交流が行われており、児童生徒によるボランティアの参加も定着しています。

社会福祉協議会の指定する福祉協力校における福祉教育を促進することにより、児童生徒の福祉の心を育成するとともに、児童生徒を通じて、家庭及び地域への啓発を図っています。

【課題】

○障がいのある児童との交流による、障がいへの理解の促進

【本市における取組・推進策】

①福祉の心を育成するための活動

施策	内 容
ワークキャンプ・ふれあい広場鈴鹿などへの参加促進	○社会福祉施設での体験、出会いの機会を創造する「ワークキャンプ」（8月）や、人と人がふれあう機会を創造する福祉まつり「ふれあい広場鈴鹿」（10月）などへの参加を通して、参加体験型の「福祉の心」づくりを行います。
福祉協力校における福祉教育の推進	○社会福祉協議会の指定する福祉協力校における福祉教育を促進することにより、児童生徒の福祉の心を育成するとともに、児童生徒を通じて、家庭及び地域への啓発を図ります。 ○福祉教育にかかわる学校職員の資質向上や連携強化を図るための研修会を充実します。
保育所における交流の推進	○保育所で障がいのある児童の受け入れを促進することにより、低年齢期から障がいのある児童との交流を図り、障がいに対する理解を促進します。 ○未就園の障がいのある児童が、保護者とともに保育所を利用し、在園児との交流を図ったり、保護者の相談に応じたりする交流保育を推進します。

(3) 文化・スポーツ活動、社会活動への参加の促進

【現状】

障がいのある人が生きがいをもって暮らしていくことや、社会参加の手段のひとつとして、スポーツや文化芸術活動への参加は重要です。国では、障がいのある人の生涯を通じた多様な学習活動の充実を図るため、「特別支援総合プロジェクト特命チーム」と「障害者学習支援推進室」が設置されました。また、2020（平成32）年の東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、障がい者スポーツの気運が高まっていくことが期待されます。

市在住の障害者手帳所持者へのアンケート調査（以下「当事者アンケート」という。）によると、障害福祉サービス以外であったらよいと思うサービスについて、「趣味やスポーツをいっしょに行ってくれる趣味応援サービス」を望んでいる人の割合が高くなっています。住みよいまちをつくるため、どのようなことが必要かについては、「参加しやすいスポーツ、サークル、文化活動の場をつくる」と回答した人が、精神障害者保健福祉手帳所持者で多くなっています。また、市民アンケートによると、障がいのある方に関わるボランティア活動への参加意向について、「現在、参加している」と回答した人の割合が2.6%と低くなっていますが、「参加したい」「知り合いと一緒に参加したい」と回答した人の割合が約3割程度と、ボランティア活動に肯定的な意見もみられました。ボランティア活動に興味のある人が参加しやすい環境や参加に関する情報提供が必要となっています。

本市では、毎年10月に開催される鈴鹿市障がい者ふれあい運動会や、12月に開催される鈴鹿シティマラソンの車いす部門などにおいて、障がいのある人が参加しやすいよう情報提供を行い、障がいのある人とボランティアとの交流を促進しています。

また、市立図書館で所蔵しているデイジー（DAISY）を中心とする録音図書の実用や、利用対象者の拡大に向けたチラシの配布など、利用の促進に取り組んでいます。

【課題】

- スポーツ大会やレクリエーションの実施に向けた、ボランティアの参加促進
- 障がいのある人の社会参加の際に障壁となるものの排除

【本市における取組・推進策】

①文化活動参加への支援

施策	内容
施設のバリアフリー化	○文化施設の整備・改善を計画・推進することにより、障がいの有無にかかわらず、気軽に文化活動に参加できる環境基盤の整備を図ります。
文化活動内容の充実	○障がいの有無にかかわらず、誰でも楽しんで参加できる文化事業の促進を図ります。

②スポーツ・レクリエーションの促進

施 策	内 容
運動施設の利用促進	○運動施設の整備・改善や、広報などによる積極的なPRにより、障がいのある人を含む全ての人が、容易に運動施設を利用できるようにします。
各種スポーツ大会への参加機会の促進	○障がいのある人が、スポーツ大会やレクリエーションに参加しやすいよう、情報提供の充実と機会の創出を図ります。
ボランティアとの交流の促進	○スポーツ大会やレクリエーションの実施運営に向けて、ボランティアの参加を促すことで、障がいのある人とない人の交流を促進し、障がいに対する関心と理解の向上を図ります。

③選挙における配慮

施 策	内 容
投票環境の整備	○投票所内外におけるバリアフリー化に取り組み、全ての有権者の方々が安心・安全に投票できるような環境を整備します。

④社会参加を促進する環境の充実

施 策	内 容
手話通訳者等の充実	○市窓口への手話通訳者の適正配置を図るとともに、手話研修講座などを通じて、手話のできる職員の養成を推進します。 ○障がいのある人の一層の社会参加を促進するため、手話通訳者や要約筆記者の派遣を実施します。
市立図書館の環境の充実	○市立図書館で所蔵しているデイジー（DAISY）を中心とする録音図書の充実を図るとともに、利用対象者の拡大のため、チラシを配布するなど積極的にPRすることで、利用を促進します。 ※デイジー（DAISY）とは、Digital Accessible Information SYstemの略で、「アクセシブルな情報システム」と訳され、視覚障がいのある人や墨字を読むことが困難な人々のためのカセットに代わるデジタル録音図書です。 ○カウンターにコミュニケーションボードを設置し、口話が困難な方でも利用しやすい環境の整備を図ります。

(4) ボランティア活動などの促進

【現状】

市内では、様々なボランティア団体が活動しており、コミュニケーションの支援や、障がいの理解を促進する取組を行っています。障がいのある人の社会参加にはボランティアによる機会の提供が欠かせません。ボランティアをより身近に感じ、より参加しやすい体制の整備を行い、ボランティア活動の促進を図ることが重要です。

市民アンケートによると、障がいのある人にかかわるボランティア活動に『参加したい』（「現在参加している」「参加したい」「知り合いと一緒になら、参加したい」を合わせた割合）と回答した人の割合は全体の3割強となっています。一方で『参加したくない』（「参加したいとは思わない」「絶対に参加しない」を合わせた割合）と回答した人の割合は3割弱であり、その主な理由は、「健康や体力に自信がないから」と回答しています。

本市では、社会福祉協議会における「ボランティアセンター」で、ボランティア活動への市民の参加を広く呼びかけるとともに、その活動を促進し、ボランティア活動の振興を図っており、各グループ独自の活発な活動が展開されています。（2017（平成29）年10月末現在で97のグループ数の登録があります。）

また、民生委員・児童委員を中心とする小地域ネットワークにおいて、障がいのある人の見守り活動の強化を支援しています。

【課題】

- ボランティアセンターにおいて、ボランティア人材の育成や、ボランティア側と援助を必要とする人をつなげる活動の活発化
- 市民全体におけるボランティア意識醸成

【本市における取組・推進策】

①ボランティア活動の促進

施策	内容
市職員のボランティア精神の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア休暇制度の活用，県主催の講座などへの参加を促進し，職員による自発的なボランティア活動の素地を整えます。 ○新規採用職員研修において「福祉施設体験研修」を取り入れ，福祉に関する認識を深める取組を行います。
ボランティアセンターの役割の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア活動への地域住民の参加を促進するとともに，援助を必要とする人とボランティア側との調整を行うことにより，きめ細やかな援助の実現を図ります。 ○ボランティア体験講座やボランティアスクールの実施，ボランティアリーダーの養成研修などにより，人材の育成を図ります。 <p>※社会福祉法人 鈴鹿市社会福祉協議会 ボランティアセンター http://www.suzuka-shakyo.or.jp/volunteer.html</p>
NPO活動，ボランティア活動との連携体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○NPO やボランティアの自主性を尊重しながら，市，関係機関，事業所等との連携体制の構築について検討し，障がいのある人の地域福祉に関する活動を支援します。

②地域福祉活動の活性化

施策	内容
地区社会福祉協議会の結成促進	<ul style="list-style-type: none"> ○地域づくり協議会の立ち上げ及び運営状況に連動した，地区社会福祉協議会の枠組の再構築及び役割の見直し等，市社会福祉協議会と連携しながら，地域に根差した多様な福祉サービスの提供を図ります。
小地域福祉ネットワークの活動促進	<ul style="list-style-type: none"> ○地域住民の福祉意識を向上させるネットワークの構築を支援します。 ○民生委員・児童委員を中心とする小地域ネットワークにおいて，障がい者等要援護者の見守り活動の強化を支援します。 ○小地域福祉ネットワークと行政との連携によって，地域共生社会の実現に向けた取組の活性化を促進します。

2 保健・医療の充実

保健・医療機関等における障がいの早期発見は、障がいの疑いのある人を適切な治療や療育に結びつけ、地域社会への移行・継続を図る上で重要になっています。さらに、第5期鈴鹿市障害福祉計画、第1期鈴鹿市障害福祉計画の策定における国からの基本指針に、相談支援や住民に対する研修等の発達障がいのある人への支援の充実が示されており、発達障がいのある人を取り巻く環境の改善が見込まれます。また、医療的ケア児のニーズの把握を推進し、医療的ケア児に必要なサービスを提供することが求められています。

本市では障がいのある人が、円滑に必要な支援を受けることができるよう、障がいの発生予防・早期発見や医療サービスの充実を推進していきます。

(1) 障がいの早期発見，早期治療体制の充実

【現状】

定期的な健康診断や、健康に関する相談は、障がいの予防と重度化の防止につながります。特に幼少期は、障がい等を早期に発見することで、適切な療育に結びつけることができます。成人に対する障がいの予防、支援については、健康診査やこころの健康づくりに対する取組を進めています。

当事者アンケートによると、困っていることや不安に思うことについては、「自分の健康や体力に自信がない」という回答が最も高くなっています。各種健診や健康相談の実施などにより、不安の解消や健康増進につなげることが重要です。

近年増加がみられる発達障がいについては、国で「発達障害者支援地域協議会」の設置等、支援の一層の充実が求められています。また、医療的ケア児においても、国で「医療的ケア児のための関係機関の協議の場」の設置が示されており、包括的な支援が求められています。

本市では、集団行動に困難を抱える就学前児童への集団適応健診（5歳児健診）を実施し、障がいの早期発見に努め、学校生活へ向けた途切れのない支援を目指しています。また、保健所や三重県こころの健康センターと連携して、こころの健康づくりに取り組んでおり、うつなどのこころの病気の発生予防や自殺予防に向けた取組を推進しています。

【課題】

- 医療的ケアを必要とする児童への包括的な支援の充実
- 発達障がいや高次脳機能障がいについて関係機関と連携した、市民への知識普及

【本市における取組・推進策】

①障がいの発生予防・早期発見

施 策	内 容
各種健康診査の充実	<p>○妊産婦健康診査，乳児健康診査，1歳6か月児健康診査，3歳児健康診査，特定健康診査，がん検診，集団適応健診（モデル事業）などにより，障がいの早期発見に努めます。</p> <p>○広報や各種の媒体を通じて，市民の健康についての意識を高めるとともに，健診後のフォロー体制の充実を図ることにより，受診率向上を図ります。</p>
健康相談の充実	<p>○健康に関する不安を軽減・解消し，家庭での健康管理を促進するため，個人の健康状態に応じて適切な指導・助言を行います。</p>
こころの健康づくりの推進	<p>○保健所や三重県こころの健康センターと連携してこころの健康づくりに取り組みます。「こころの健康づくりセミナー」や「メンタルパートナー養成講座（対象者を見守る人への講座）」（年に各1～2回程度）の実施により，うつなどのこころの病気の発生予防及び自殺予防に向けた取組を推進します。また，2018年度に策定予定である自殺対策行動計画に基づき，事業を実施します。</p> <p>※三重県こころの健康センター（津市桜橋3-446-34 三重県津庁舎保健所棟二階）</p> <p>http://www.pref.mie.lg.jp/Kokoroc/hp/</p>
医療的ケア児への支援	<p>○医療的ケアを必要とする重度心身障がいのある児童に対して，保健・医療・障がい児福祉・保育・教育等の関連機関が連携した協議の場を整備し，総合的・包括的な支援の提供を図ります。</p> <p>○障がいのある児童と支援提供事業所・団体等をつなぐコーディネーターの配置を検討します。</p>
発達障がいのある人への支援	<p>○発達の遅れやその疑いのある児童が，適切な支援を受けられるよう，相談体制の整備を行います。</p> <p>○発達障がいや高次脳機能障がいについて，県や関係団体との連携のもと，情報提供等を行い，幅広く市民への知識普及に努めます。</p>

(2) 医療サービスの充実

【現状】

障がいのある人の身体にかかる負担を軽減するために、医療的ケアを充実する必要があります。必要となときに必要な医療が受けられるよう、診療機能の向上や医療費の助成などを行っていく必要があります。

当事者アンケートによると、治療費について「負担を感じる」と回答した人の割合が、全体の半数以上を占めています。特に精神障害者保健福祉手帳所持者や身体障害者手帳所持者では、療育手帳所持者と比較して、負担を感じる割合が高くなっており、医療費助成への要望が多くあげられています。

本市では、三重県救急医療情報システム「医療ネットみえ」の利用を促進し、医療情報のスムーズな提供をしています。健康管理や一般的な疾病などの一次医療から、特殊な治療を除く入院治療などの二次医療、救急救命や高度先進医療などの三次医療までの体系的な整備と診療体制の充実、段階的な地域医療サービスの確立を図り、保健、医療、福祉の連携を強化しています。

【課題】

- 症状によって段階的に地域医療を受けられる診療体制の充実
- 自立支援医療費や福祉医療費の助成の充実

【本市における取組・推進策】

①医療体制の整備

施策	内容
地域医療の充実	<ul style="list-style-type: none">○鈴鹿市応急診療所の充実を図り、診療機能の向上を図ります。○一次医療、二次医療、三次医療の体系的な整備と、診療体制の充実による段階的な地域医療サービスの確立を図り、保健、医療、福祉の連携を強化します。※一次医療（健康管理、予防、一般的な疾病や外傷などに対処する日常生活密着医療）、二次医療（特殊な医療を除く入院治療を主体とした一般医療需要に対応する医療）、三次医療（一次、二次医療で対応困難な救急救命、高度先進医療などの特殊医療需要医療）
医療情報の提供	<ul style="list-style-type: none">○三重県救急医療情報システム「医療ネットみえ」の利用を促進し、医療情報のスムーズな提供を図ります。※医療ネットみえ http://www.qa.pref.mie.jp
医療費負担への支援	<ul style="list-style-type: none">○自立支援医療費（18歳以上の身体に障がいのある人を対象とした更生医療、18歳未満の身体に障がいのある児童を対象とした育成医療、通院により精神疾患の治療を受ける人を対象とした精神通院医療）や福祉医療費助成により、障がいのある人の医療費負担を軽減します。

3 保育・教育の推進

2016（平成28）年の障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正により、障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細やかな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備等が定められました。今後は、障がいのある児童の健やかな育成のために、地域の保育、教育等の支援による地域社会への参加を推進する必要があります。

本市では、障がいのある児童の放課後の居場所などを提供する「放課後等デイサービス」や、保育所などを訪問し、専門的な支援を行う「保育所等訪問支援」など、障がいのある児童へのサービス提供体制の整備を進めています。

障がいの有無にかかわらず、子どもたちがのびのびと成長できるよう、障がいのある児童や発達に遅れがある児童に対しても、特性を踏まえた保育・療育を推進します。

（1）保育・就学前教育の推進

【現状】

障がいの有無にかかわらず、子どもたちがのびのびと成長するには、それぞれの個性を尊重できる環境を整備することが大切です。障がいのある児童や発達に遅れがある児童に対しても、障がい等の特性を踏まえた保育・療育が必要となります。関係機関の連携を強化し、正しい理解のもと適切な支援が行える体制を整備します。

本市では、保護者との話し合いの機会を十分に持つことにより、個々の障がいに応じた言語教室などの療育活動を促進しています。また、鈴鹿市療育センターを、地域の中核的な療育施設である児童発達支援センターに位置付け、障がいのある児童やその家族に対して専門的な支援を行っています。

【課題】

- 障がいのある児童の個々の状況に応じた療育の促進
- 「CLM（チェック・リスト・イン三重）」と「個別の指導計画」を活用した専門的な支援の充実
- 児童発達支援事業所間の連携強化による、療育支援の充実

【本市における取組・推進策】

①早期療育の充実

施 策	内 容
<p>児童発達支援の充実</p>	<p>○保護者との話し合いの機会を十分に持つことにより、個々の障がいに 応じた療育活動を促進します。</p> <p>○児童発達支援事業所間の連携強化を図り、療育支援の充実を検討しま す。</p> <p>○鈴鹿市療育センターを、地域の中核的な療育施設として位置付け、障 がいのある児童やその家族に対して専門的な支援を行います。</p> <p>※鈴鹿市療育センター（鈴鹿市西条5-118-3） http://www.suzuka-shakyo.or.jp./ryouiku.html</p>
<p>保育所等巡回支援 の充実</p>	<p>○保育所等を利用している発達に課題のある児童に対し、保育士・幼稚 園教諭・教員等が訪問し、「CLM（チェック・リスト・イン三重）と 個別の指導計画」等を活用した専門的な支援を行うことで保育所等 の生活の適応を図るため保育所等巡回支援を実施します。</p>

(2) 学校教育基盤の整備

【現状】

障がいのある児童の教育や能力向上は、将来的な地域生活での自立や、就職時の選択肢の広がりにつなげていくことができます。また、職員の資質向上等を図り、一人ひとりの障がいや個性にあった支援を推進していくことが重要です。

市民アンケートによると、障がいのある人にとって住みよいまちづくりに必要な施策について、「障がいの特性を理解し、可能性を伸ばす教育を進めること」と回答した人の割合が、全体の約3割を占めています。

また、当事者アンケートによると、通学している障がいのある児童が感じていることについて、「休日に活動できる仲間や施設がほしい」と回答した人の割合が2割弱となっています。

本市では、それぞれのニーズに応じた適切な支援体制の整備、その他必要な措置を講じる特別支援教育を行い、障がいのある児童の社会的な自立を促進しています。また、放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練などを行う「放課後等デイサービス」の充実を図り、障がいのある児童の自立を促進するとともに、放課後などの居場所づくりを推進しています。

障がいのある児童一人ひとりに合った支援を提供し、社会的な自立を促進するとともに、卒業後についても、それぞれの希望に沿った選択ができるよう、進路指導を行っています。

【課題】

- 障がいのある児童の個々のニーズに応じた支援の充実
- 多様な障がいのある児童の指導にかかわる職員の資質の向上
- 就労に関する機関との連携を図り、個々の状況に応じた進路指導の実施

【本市における取組・推進策】

①相談・指導体制の整備

施策	内容
療育相談・就学指導体制の充実	○小中学校や専門機関と連携を図り、教育福祉相談や電話相談を充実し、適切な教育相談と就学支援を行うための体制の整備・充実を図ります。
進路指導体制の充実	○就労に関する機関や施設などと連携し、一人ひとりの適性に応じた進路指導を行います。 ○就労に対する意識や職業的自立の力を育成するため、職業体験学習などを通して、障がいのある児童に対するキャリア教育を推進します。

②一人ひとりに合った支援の推進

施策	内容
特別支援教育の充実	○個々のニーズに応じた適切な支援体制の整備、その他必要な措置を講じる特別支援教育を行い、障がいのある児童の社会的な自立を促進します。
放課後などの居場所づくり	○放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練などを行う「放課後等デイサービス」の充実を図り、障がいのある児童の自立を促進するとともに、放課後などの居場所づくりを推進します。
職員の資質向上	○発達障がい等にかかわる児童に関して、教職員の指導力を向上するため、充実した研修を行います。
介助員の適正配置	○発達障がいや肢体不自由などにより、支援や介助の必要な児童に対応する介助員の適切な配置を検討します。

4 地域生活の支援

障がいのある人が、地域で自立した生活を送るためには、道路や公共施設などの建物における物理的な障壁（バリア）を除去することが大切です。また、情報アクセシビリティの考え方に基づき、障がいの有無にかかわらず、だれもが必要な情報を簡単に得られ、利用できる環境を整えることが重要です。これらの物理的な障壁と情報を得ることへの障壁を取り除くことが求められます。

また、障害者総合支援法に基づく、個々のニーズに応じた福祉サービスの選択・提供、住まいの確保など、総合的な「安全・安心のまちづくり」を推進していくことが求められています。

本市では、障がいの有無にかかわらず、参加できる社会を構築するため、必要な環境の整備や支援・サービスの充実、また、障がいのある人の権利擁護、相談体制の充実などを進めていきます。

（１）総合的な福祉のまちづくりの推進

【現状】

障がいのある人だけでなく、高齢者などの地域で生活する人が、通学・通勤・通所の際に、安心して利用できるよう、道路や公共施設等の整備を進めていく必要があります。

市民アンケートによると、障がいのある人にとって、住みよいまちづくりに必要な施策について、「道路、建物などに段差をなくし利用しやすくすること」と回答した人の割合が3割弱と高くなっています。

市役所本庁舎については、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」及び「高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の推進に関する法律」を踏まえ建築されており、継続して適切な維持管理を行っています。また、民間施設やオープンスペース、市街地等においても、障がいのある人や高齢者など、全ての人が利用しやすくなるよう整備を推進しています。

※三重県ユニバーサルデザインのまちづくり（条例及び施行規則）
<http://www.pref.mie.lg.jp/UD/HP/ordina/index.htm>

【課題】

○全ての人が利用しやすい、ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

【本市における取組・推進策】

①「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づく施設などのバリアフリー化の推進

施策	内容
公共施設のバリアフリー化	<p>○市役所本庁舎については、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」及び「高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」を踏まえ建築されており，継続して適切な維持管理を行います。</p> <p>○その他公共施設において，ノーマライゼーションの理念に基づきハード面，ソフト面の両面から障がいのある人にも利用しやすい施設への改善を促進します。</p>
民間施設のバリアフリー化	<p>○多くの人々が利用する民間施設を新築する場合には、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に示された整備基準を遵守するよう指導・助言を行います。</p> <p>○既存の建築物についても，同条例の周知を図ることにより，バリアフリー化を促進します。</p>
オープンスペースのバリアフリー化	<p>○「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づき，スロープによる段差解消をはじめ，通路の整備や手すりの設置，既存トイレの身体障がい者用トイレへの改良などを推進します。</p> <p>○ノーマライゼーションの理念に基づき，全ての市民のふれあいの場，心身の健康増進の場として十分な機能を果たせるよう，オープンスペースの整備及び維持管理を推進します。</p>

②歩行空間の整備

施策	内容
歩道の新設，改築	<p>○「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づき，障がいのある人や高齢者など，全ての歩行者が安全に通行できるよう，歩道の新設，改築を推進します。</p>
設備の改善	<p>○道路標識・案内板の改良や音響式信号の設置などを関係機関に要請します。</p>

③都市計画制度，都市計画事業などによる取組

施策	内容
障がいのある人や高齢者に配慮した市街地の形成	<p>○都市計画事業の実施に際しては，関連法令に基づいて整備を行います。</p>

(2) 移動支援の充実

【現状】

障がいのある人が、生きがいを持って地域生活を送るためには、障がいのある人と障がいのない人が、同じように社会参加の機会を享受できる環境の整備が必要です。社会参加の機会が、移動手段によって奪われることのないよう移動支援を充実させ、障がいのある人が生きがいを持って生活をおくることができる環境の整備が求められています。

当事者アンケートによると、通学している障がいのある児童が感じていることについては、「送迎の体制が不十分である」と回答した人が2割弱となっています。

コミュニティバスにおいては、2016（平成28）年度にノンステップバスへの車両更新を行っており、今後も車両更新計画にあわせて、ノンステップバスの導入を推進します。

【課題】

○障がいのある人の社会参加促進のための、移動サービスや公共交通機関の利便性の向上

【本市における取組・推進策】

①移動支援策の充実

施策	内容
移動支援サービスの推進	○地域生活支援事業の移動支援事業や、障害福祉サービスの行動援護による移動支援を実施します。 ○重度視覚障がいのある人へのサービスである同行援護も実施し、障がいのある人の外出を支援します。

②公共交通機関などの利便性の確保

施策	内容
鉄道駅のバリアフリー化	○「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に定められている基準を満たすよう、既存施設の改良を図ります。
路線バスの利便性向上	○現行バス路線の維持・確保を運行事業者に依頼し、低床式・リフトつき車両などの導入により、障がいのある人のバス利用での利便性の向上を図ります。
コミュニティバスの利便性向上	○市内の公共交通全体を、より利用しやすくするため、総合時刻表を作成し、鉄道、バスのダイヤ・路線などの運行情報の提供の拡充を図ります。 ○車両更新計画にあわせて、ノンステップバスの導入を推進します。

(3) 住宅整備の推進

【現状】

住まいの場は、地域生活において基盤となるものであり、障がいのある人の親亡き後の生活の場を確保するためにも、グループホーム等の整備は喫緊の課題となっています。

グループホームの整備や、住宅のバリアフリー化などにより、自立して生活できる住まいの確保を促進します。また、地域生活の安定に向け、地域生活支援の拠点となる施設を整備します。

当事者アンケートによると、困っていることや不安に思っていることについて、「将来的に生活する家、施設があるかどうか不安」という回答が、全体の約2割を占めています。中でも、療育手帳所持者では約4割となっており、身体障害者手帳所持者や精神障害者保健福祉手帳所持者に比べて、2倍程度の方が不安に感じています。

本市では、市営住宅の段差の解消などにより、障がいのある人や高齢者の住環境を改善しています。また、市内の居住系サービス事業所を増加することにより、障がいのある人が、地域において自立した生活が送れるよう促進します。

【課題】

- 居住系サービスの事業所の拡充
- 公営住宅の整備による障がいのある人への住宅確保

【本市における取組・推進策】

①公営住宅・民間住宅の整備

施策	内容
障がい者向け 公営住宅の供給	○市営住宅の段差の解消などにより、障がいのある人や高齢者の住環境改善を図ります。

②居住支援サービスの充実

施策	内容
グループホームなどの整備	○市内におけるグループホームや短期入所などの居住系サービス事業所の充実を図り、障がいのある人の地域における自立した生活を促進します。 ○グループホームの整備費補助を行うことにより、整備を促進します。
住宅の確保	○市営住宅の活用を図るとともに、県営住宅などその他の公営住宅や民間賃貸住宅の空き家の利用なども検討し、障がいのある人の住まいの整備を図ります。

(4) 防犯・防災体制の整備

【現状】

障がいのある人をねらった犯罪の防止のため、警察等と連携した注意喚起、地域や関係機関との日頃からの関係づくりを進め、防犯体制を強化します。

地震などの大規模災害時において、情報の伝達や避難誘導が適切に行われるよう、災害時要援護者の把握と支援方法の確立、適切な情報伝達手段の構築が必要です。

また、障がいのある人が安心、安全に生活ができるよう、防災訓練の実施、避難所の環境整備等、防災対策を日頃から実施する必要があります。

当事者アンケートによると、災害が発生した場合、一人で避難できるかについて、「できない」と回答した人が全体の3割強となっており、特に療育手帳所持者では、「できない」が約6割と、身体障害者手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者と比較して高くなっています。「できる」と回答した人は全体の5割弱となっているものの、障がいのある人に住みよいまちをつくるために必要なことについて、「災害のときにスムーズに避難できる仕組みをつくる」という回答が全体の2割弱あげられるなど、障がいのある人の災害時避難については、困難が多いことがうかがえます。また、災害時要援護者台帳に登録しても良いかについては、「現在は登録していないが、しても良いと思う」と回答した人が最も高くなっています。

本市では「鈴鹿市地域防災計画・鈴鹿市水防計画」において、災害予防、災害応急対応、災害復旧などについて、市、関係行政機関、民間事業者、市民が一体となって、効果的な防災活動を行うための環境の整備に努めています。

防犯については、本市のメールモニター（Eメールを活用した防犯情報）を適時提供し、防犯体制の充実と防犯意識を高めています。

【課題】

- メールモニターを利用した気象情報や避難情報の配信による早い段階での避難の促進
- 障がいのある人の避難先の生活において、個々のニーズに応じた支援を行うことができるよう避難所での配慮の実践

【本市における取組・推進策】

①防犯体制の確立

施策	内容
情報伝達手段の確立	○三重県警察で開設されているメール 110 番、ファックス 110 番が適切に利用できるよう周知を図ります。 ※メール 110 番（聴覚・言語に障がいのある人の 110 番） https://www.police.pref.mie.jp/info/110/choukaku110.html
情報提供手段の充実	○本市のメールモニター（Eメールを活用した防犯情報）を適時提供し、防犯体制の充実と防犯意識の高揚を図ります。 ※事前に登録が必要となります。

②防災体制の確立

施 策	内 容
防災意識の向上	<p>○普段から防災情報の周知に努め、自主的な防災訓練の実施を支援します。また、障がいのある人を支援する医療機関や、ボランティア団体等にも、啓発や訓練を行っていきます。</p>
情報伝達手段の構築	<p>○本市のメールモニター（Eメールを活用した防災情報）を利用し、気象情報や避難情報等を配信することにより、早期の避難行動が出来るようにします。</p> <p>○聴覚障がいのある人に対する「119番緊急メール通報」「聴覚障がい者用ファクシミリ」の利用方法の周知と運用の充実、メールやファックスによる情報伝達の内容充実、パソコンや携帯電話を使った病院情報を検索できる三重県広域災害・救急情報システムの利用促進などにより、障がいのある人への情報伝達を支援します。</p>
災害時要援護者への支援	<p>○災害時要援護者台帳への登録促進により災害時要援護者の把握を進めるとともに、定期的な情報更新などを行い、支援情報ツールとしての活用を図ります。</p> <p>※災害時要援護者台帳への登録対象者は、在宅生活者で次の方です。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①身体障害者手帳1級か2級を持つ一人暮らしの方 ②療育手帳を持つ一人暮らしの方 ③精神障害者保健福祉手帳を持つ一人暮らしの方 ④これらに準じる状態で援護が必要な方 <p>○救急情報ネックレスに災害時要援護者へ登録された救急活動に必要な情報を収集できるよう、消防独自の番号を印字し、災害時や屋外で倒れた場合でも、速やかに情報を把握して、迅速な救急サービスの向上を図ります。</p> <p>※救急情報ネックレスとは、災害時要援護者台帳に登録している一人暮らしの方のうち希望者を対象に、救急活動に必要な情報を登録したネックレスを配布し、身につけるものです。</p>
避難先での生活支援	<p>○避難先での生活において、障がいのある人一人ひとりのニーズに応じた支援を提供できるよう、避難所などでの配慮を実践します。</p> <p>○福祉施設などを利用した「二次避難所（福祉避難所）」などを確保し、特別な配慮が必要な障がいのある人や高齢者の避難先での生活を支援します。</p> <p>○福祉施設などに呼びかけ、二次避難所としての登録を促進します。</p>

(5) 福祉サービスの充実

【現状】

障がいのある人やその家族等が地域で安心して暮らせるよう、サービスの提供体制や相談支援体制の充実と、その周知を図ります。そのため、事業所の充実などの量の確保と、人材の育成などの質の向上に取り組む必要があります。また、難病患者等については、2013（平成25）年度の障害者総合支援法の施行により、障がいのある人の範囲に加えられ、障害福祉サービスの利用が可能となりました。

当事者アンケートによると、現在の障害福祉サービスの利用について、「利用していない」割合が高くなっています。また、未利用の理由については、「利用しなくても生活に支障はない」という回答が最も高く、次いで「利用の方法がわからない」となっています。

障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、本市では障がいの状況に応じた各種の福祉サービスを提供しています。その内容としては、大きく次のとおりとなっています。

- ①障害者総合支援法に基づく「障害福祉サービス事業」として、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス、相談支援
- ②同法に基づく「地域生活支援事業」として、障がいのある人の地域生活を支援する各種のサービス

障がいのある人が、できる限り自立した生活を送ることができるよう、これらのサービスの適切な利用を促進しています。

【課題】

- 障害者支援施設へ入所している障がいのある人や、精神科病院へ長期入院している障がいのある人の地域生活への移行促進のための相談の充実
- 障がいのある人の個々のニーズにあった適切なサービスを提供できるよう、人材と質の確保

【本市における取組・推進策】

①障害福祉サービスの充実

施策	内容
訪問系サービスの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ホームヘルプサービスの安定した派遣体制と供給の確保を推進します。 ○重度障がいのある人に対し、居宅介護をはじめとした「身体介護」や「家事援助」、また「行動援護」や「移動支援」などといった包括的な支援体制の整備を図ります。
短期入所サービスの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○一時的に入所施設を利用する短期入所事業を提供できるよう、施設の充実を図ります。
日中活動系サービスの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○生活介護、就労支援や自立訓練などのサービスを充実させることにより、障がいのある人の「日中活動の場」を確保し、自立や生きがいを促します。
居住系サービスの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○グループホームの整備費補助を行うことにより、整備を促進します。 ○施設に入所している障がいのある高齢者について、障がい者福祉施設、高齢者福祉施設との調整に努め、より効果的な福祉サービスの展開を図ります。 ○施設入所を希望する障がいのある人については、本人の意向に沿った入所支援を行います。
地域相談支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者支援施設へ入所している障がいのある人や、精神科病院へ長期入院している障がいのある人が、地域での生活に移行できるよう相談や支援を行います。 ○地域で生活する障がいのある人に対し、相談支援体制の整備を図ります。

(その他障害者自立支援給付費)

施策	内容
補装具費の支給	<ul style="list-style-type: none"> ○身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替する用具について、購入又は修理に要した費用を補助することで、障がいのある人の日常生活を支援します。

②地域生活支援事業による生活支援サービスの充実

施 策	内 容
コミュニケーション支援事業の推進	<p>○手話通訳者・要約筆記者を派遣することにより、意思疎通に支障のある人への支援を実施し、地域生活を支援します。</p> <p>○手話奉仕員養成講座や職員向け手話講座、県が実施する手話通訳者養成講座への参加を促進し、人材の確保と質の向上を図ります。</p>
日常生活用具給付等事業の推進	<p>○障がいのある人に対して、日常生活用具及び住宅改修工事費を給付することにより、日常生活の便宜を図ります。</p>
訪問入浴サービスの推進	<p>○入浴が困難である在宅の身体障がいのある人を対象に、居宅に訪問し入浴サービスを提供することで、地域での生活を支援します。</p>
生活支援事業の推進	<p>○視覚障がいのある人が、日常生活に必要な訓練指導を受けられるよう推進します。</p>
日中一時支援事業の推進	<p>○放課後や夏休みなどの長期休暇中に、活動場所が必要な障がいのある児童や、一時的な見守りなどの支援が必要な障がいのある人を対象に、活動の場を提供し、社会に適應するための日常的な訓練を実施します。</p>
職親制度の推進	<p>○事業経営者等が、知的障がいのある人を一時預かり、職業や日常生活に必要なことを指導することにより、自立を支援する「職親制度」の目的や位置付け、仕組みを事業所に周知します。</p> <p>○受け入れ先となる事業経営者や企業の拡大を図ります。</p>
社会参加促進事業の推進	<p>○「社会参加促進事業」において、芸術・文化講座開設などの事業や、自動車運転免許取得・改造助成事業を実施することにより、障がいのある人の社会参加を促進します。</p>
福祉ホーム事業の推進	<p>○居宅での生活が困難な身体障がいのある人に対し、低額な居室や設備を提供するとともに、日常生活に必要な援助を行う「福祉ホーム事業」を実施し、地域生活を支援します。</p>
移動支援事業の推進	<p>○福祉バス等の車両による送迎によって、外出が困難な障がいのある人の移動を支援します。</p>

③障害児通所支援の充実

施 策	内 容
障害児通所支援の推進	<p>○未就学の障がいのある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適應訓練、その他必要な支援を行います。</p> <p>○学校就学中の障がいのある児童に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。</p> <p>○保育所等における集団生活の適應のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。</p>

(6) 権利擁護の促進

【現状】

障がいのある人への虐待に対する取組が、全国的な課題となっています。虐待は、障がいのある人の心身を深く傷つける、あってはならない人権侵害であり、慎重かつ迅速な対応により、根絶に向けた取組を強化していく必要があります。また、障がいのある人の権利の尊重に向け、財産管理や契約の代行など、判断能力が充分ではない人の保護・支援の取組が重要です。

成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用促進、虐待防止についての周知、早期発見のための関係機関との連携強化を進め、障がいのある人の権利擁護対策の充実が必要となっています。また、そのための福祉人材の確保・育成に努め、適切な制度の利用の支援へとつなげることが重要となっています。

当事者アンケートによると、成年後見制度の認知度については、「名前も内容も知らない」と回答した人の割合が約2割となっています。成年後見制度の利用意向については、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者では、「将来必要があれば利用したい」が約4割と高く、制度の周知と利用促進を活発化させる必要があります。

本市では、地域自立支援協議会をはじめ、障がい者団体やその他関係団体等からなるネットワークを通じて、障がいのある人などに対する虐待の防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発防止などに向けた面的整備を実施しています。また、成年後見制度の利用が有効と認められる身寄りのない知的障がい又は精神障がいのある人に対し、制度の利用を支援しています。

【課題】

- 障がい者関係機関等との連携の強化により、虐待の防止、発生した場合の迅速かつ適切な対応などが行えるような体制の整備
- 障がいのある人の権利を総合的に擁護するため、成年後見制度の利用と日常生活自立支援事業の促進

【本市における取組・推進策】

①虐待防止

施策	内容
「障害者虐待防止法」の周知	○「障害者虐待防止法」の趣旨について、広報を通じて、市民や障がい者福祉施設、事業主などへの周知を進めます。
地域自立支援協議会などの活用	○地域自立支援協議会をはじめとした、障がい者団体やその他関係団体、機関からなるネットワークを通じて、障がいのある人などに対する虐待の防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発防止などに向けた面的整備を進めます。

②総合的な権利擁護体制の整備

施 策	内 容
成年後見制度の周知と利用促進	<p>○障がいなどのために判断能力が十分でない人が、不利益を被らないように保護し、支援する成年後見制度について、周知を図ります。</p> <p>○成年後見制度の利用が有効と認められる身寄りのない知的障がい又は精神障がいのある人に対し、制度の利用を支援します。</p>
日常生活自立支援事業の推進	<p>○障がいのある人が地域で自立した生活を送れるよう、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業による、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理、書類管理の支援を行います。</p>
総合的な権利擁護の推進	<p>○社会福祉協議会と連携し、障がいのある人の権利擁護を促進するとともに、「日常生活自立支援センター」について周知を図ります。</p> <p>○成年後見制度による支援を必要とする障がいのある人に対し、「鈴鹿市後見サポートセンターみらい」について周知を図ります。</p>

(7) 相談体制及び情報提供の充実

【現状】

気軽に相談できる体制が整備されていることは、障がいのある人が地域生活を送るにあたり、最も大切なことの一つです。相談窓口の利用の円滑化や相談員の資質向上、人員の確保等により、総合的な相談体制の強化を図ります。障がいのある人の抱えている問題は多様であることから、ケースに応じた柔軟な対応が求められます。関係機関と連携を取り、情報の共有を行うことで、多様なケースへの対応力を高める必要があります。

当事者アンケートによると、障がいのある人が、住みよいまちをつくるために必要なことについて、「何でも相談できる窓口をつくる」と回答した人の割合が最も高くなっています。また、現在の障害福祉サービス以外であったらよいと思うサービスについても、「小さな不安や困り事でも相談にのってくれるよろず相談サービス」が身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者のいずれでも最も高くなっており、相談支援の重要さがうかがえます。

本市では、「障害者総合相談支援センターあい」を、地域の相談支援の中核的役割を担う「基幹相談支援センター」に位置付けて、総合的な支援を行っています。また、三重県障害者相談支援センター、こころの健康センター、地域生活支援事業として行う相談支援事業など、各相談機関との連携を強化し、相談支援を充実させています。

また、情報アクセシビリティの考え方にに基づき、視覚障がいや聴覚障がいのある人に対しても、必要な情報を簡単に得られるよう、点字・声の広報等発行事業、手話通訳者・要約筆記者の派遣などを実施しています。

【課題】

- 情報提供の充実を進めるとともに、情報提供の際の障壁の排除
- 相談支援の人材の確保
- 各相談機関との連携の強化による相談事業の充実

【本市における取組・推進策】

①相談体制の充実

施策	内容
人材の育成と確保	○民生委員・児童委員を対象に実施している研修を充実し、一層の資質向上を図ります。 ○保健・医療・福祉の各窓口の相互研修などにより人材を育成します。
障害者総合相談支援センターあいの機能強化	○各障がいに応じた専門の相談員の派遣により、よりきめ細やかな対応のできる体制づくりを推進します。 ○地域の相談支援の中核的役割を担う「基幹相談支援センター」に位置付けることで、より総合的な支援を行えるようにします。
各相談機関との連携強化	○三重県障害者相談支援センター，こころの健康センター，また地域生活支援事業として行う相談支援事業など，各相談機関との連携強化を図り，相談事業を充実させます。

②情報提供の充実

施策	内容
広報活動の充実	○国や県の関係機関，関係部署との連携を強化し，障がい者施策に関する情報収集体制の充実を図るとともに，これらの情報を広報やホームページで速やかに提供します。
情報のバリアフリー化の推進	○点字・声の広報等発行事業，手話通訳者・要約筆記者の派遣などにより，視覚障がいや聴覚障がいのある人に対する情報提供を促進します。

5 就労・雇用の促進

障がいのある人が、地域で質の高い自立した暮らしを営むためには、雇用の促進と就労の継続が必要です。

国では、2016（平成 28）年に改正障害者雇用促進法が施行され、雇用における差別的取り扱いの禁止、合理的配慮の提供が義務化されており、障がいのある人が働くための環境の整備が進められています。

また、2018（平成 30）年から就労定着支援が新規サービスとして開始され、障がいのある人の雇用だけでなく、就労後の支援を通じて、その定着も支援されることになりました。障がいのある人が、地域生活と就労を両立させながら、安心して長く働き続けるための相談支援や、関係機関との連携・調整等が必要です。

本市では、障がいのある人の就労を促進するにあたり、障がいの程度や特性に応じた働き方や、それぞれの個性を伸ばし、いきいきとした就労生活を送ることに重きを置き、その実現のために一般企業での就労に限らず、福祉的就労を確保するなどの総合的な就労支援を図ります。

（１）雇用の確保と拡大

【現状】

障がいのある人の就労に向けては、個性と能力に応じた多様な就労形態があることが重要です。

一般就労に向けた支援は充実されつつあるものの、就労が実現した後のサポートが不十分であるために、障がいのある人が働き続けることが難しくなってしまうケースが多くなっています。就職後も安心して働き続けられるためのサポートを充実するとともに、職場全体に対する障がいの特性の理解の浸透を図り、働きやすい職場環境の整備を進めることが必要です。

当事者アンケートによると、職場における障がいへの理解について、「進んでいる」と回答した人の割合が4割弱となっています。「進んでいない」と回答した人は、療育手帳所持者ではありませんでしたが、身体障害者手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者では約2割となっています。障がいのある人の就労には、雇用時における理解とともに、就労後の職場での障がいに対する理解が不可欠であるため、職場での啓発活動が重要となります。

本市では、ハローワークなどの関係機関と連携して、法に定める障がい者雇用率達成に向け、民間事業主に対し、障害者雇用納付金制度などの周知に取り組み、障がいのある人の雇用機会を拡大しています。また、市職員の採用にあたっては、法に定める障がい者雇用率を維持し、引き続き雇用機会の拡大に努めています。

【課題】

- 民間企業に対する障がいのある人の雇用の促進のため、関係機関との連携
- 就労に関するきめ細やかな相談・助言体制の整備

【本市における取組・推進策】

①障がい者雇用促進のための体制整備

施策	内容
就労に関する相談・助言体制の充実	○ハローワークや三重労働局が実施する相談会などの機会を遅滞なく情報提供し、また、ハローワークと連携して、きめ細やかな助言体制の構築を図ります。
民間企業や事業主に向けた啓発活動	○企業訪問や各種会議といった直接企業と対応する機会に、障がい者雇用にかかる各種制度について周知するなど、障がい者雇用に対する理解を高める情報提供に努めます。
市職員の雇用の促進	○法定雇用率の維持を図るとともに、引き続き雇用機会の拡大に努めます。 ○より多くの受験者数を確保するため、関係機関への試験案内の送付や広報、ホームページへの採用情報の掲載に努めます。
民間事業主に対する雇用促進	○ハローワークなどの関係機関と連携して、法に定める障がい者雇用率達成に向け、障害者雇用納付金制度などの周知に取り組み、障がいのある人の雇用機会拡大を図ります。
トライアル雇用・ジョブコーチ制度などによる就労支援方策の検討	○地域農業を通じた「ジョブコーチ制度」など、就労支援方策の充実とともに、引き続き、関係機関との連携を図り、「障害者トライアル雇用（障害者試行雇用事業）」の実施を促進します。 ○農福連携を通じて、障がいのある人及び就労継続支援事業所等の農業スキルのアップと障がい者雇用の仕組みづくりに取り組み、継続的な雇用創出を目指します。

(2) 福祉的就労の場の確保

【現状】

就労移行支援や就労継続支援（A型・B型）を行う事業所を充実させるとともに、職親制度を推進するなど、福祉的就労の質を高めることが求められます。

当事者アンケートによると、「働きたいけれど働けない」理由は、「仕事ができる健康状態ではない」が最も高く、次いで「障がいの状況が仕事にあっていない」、「仕事をしたい職場がない」、「自分のしたい仕事が見つからない」となっています。多様な職種の事業所が、障がいのある人の雇用を促進していくことで、障がいのある人の就労への意欲を高めるとともに、就労の受け皿を広げていくことが大切です。また、通学中の障がいのある児童の卒業後の社会参加に関し、どのような福祉施策を望むかについては、「一般企業（会社など）の障がい者雇用の拡大」や「障がいの特性に応じた作業所などの充実」の割合が高くなっています。

本市では、就労移行支援事業や就労継続支援事業（A型・B型）を行う事業所を充実させることで、市内の障がいのある人の福祉的就労の場を拡大し、社会的・経済的な自立に向けた支援を推進しています。

【課題】

- 就労の場を確保するため、就労移行支援や就労継続支援の事業所の充実
- 知的障がいのある人の自立に向け、職親制度を推進するため、制度の周知と受け入れる事業経営者等の拡大

【本市における取組・推進策】

①福祉的就労の促進

施策	内容
就労系サービスの推進	○市内の障がいのある人の福祉的就労の場の確保のため、就労移行支援事業や就労継続支援事業（A型・B型）を行う事業所の充実を図り、社会的・経済的な自立に向けた支援を推進します。
職親制度の推進 【再掲】	○事業経営者等が、知的障がいのある人を一時預かり、職業や日常生活に必要なことを指導することにより、自立を支援する「職親制度」の目的や位置付け、仕組みを事業所に周知します。 ○受け入れ先となる事業経営者や企業の拡大を図ります。

**第3部 第5期鈴鹿市障害福祉計画・
第1期鈴鹿市障害児福祉計画**

第1章 第5期鈴鹿市障害福祉計画

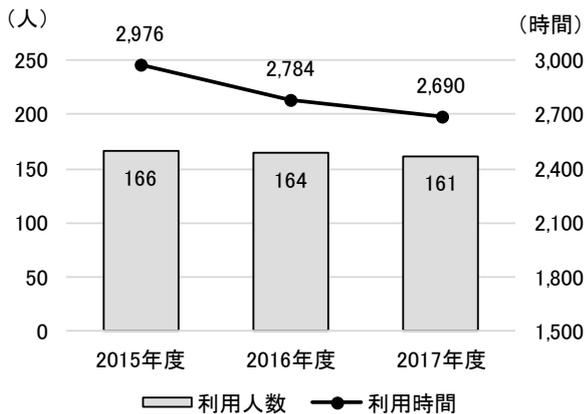
1 障害福祉サービスの利用状況

各障害福祉サービスにおいて、2015（平成27）年度から2017（平成29）年度までの実績値は、以下のとおりとなっています。2017（平成29）年度は実績見込みとなっています。

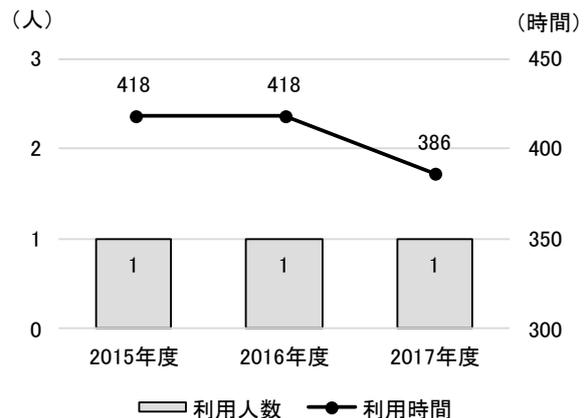
（1）訪問系サービスの利用状況

サービスの種類		2015年度		2016年度		2017年度	
		見込み値	実績値	見込み値	実績値	見込み値	実績見込み値
居宅介護	利用人数（人/月）	170	166	175	164	180	161
	利用時間（時間分/月）	3,315	2,976	3,410	2,784	3,510	2,690
重度訪問介護	利用人数（人/月）	2	1	2	1	2	1
	利用時間（時間分/月）	840	418	840	418	840	386
同行援護	利用人数（人/月）	20	17	23	19	26	19
	利用時間（時間分/月）	360	305	420	333	480	300
行動援護	利用人数（人/月）	5	4	6	4	7	4
	利用時間（時間分/月）	100	105	120	100	140	103
重度障害者等包括支援	利用人数（人/月）	0	0	0	0	1	0
	利用時間（時間分/月）	0	0	0	0	420	0

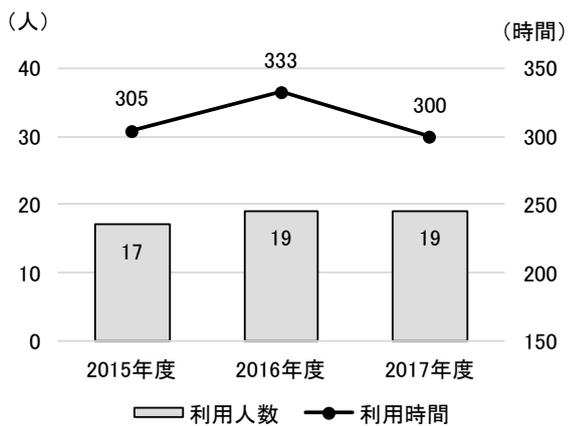
■ 居宅介護の推移



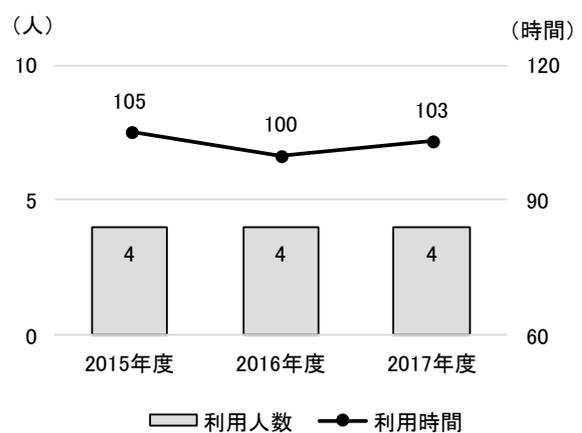
■ 重度訪問介護の推移



■ 同行援護の推移



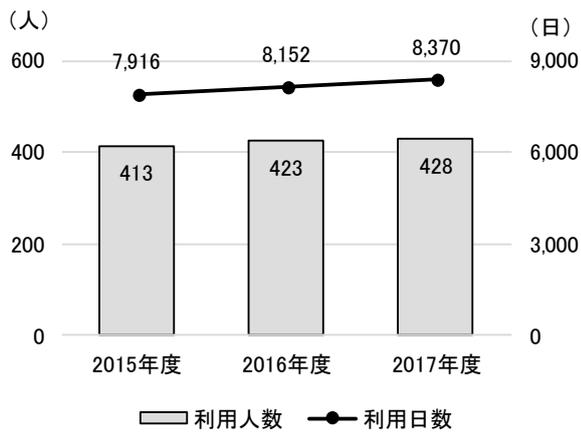
■ 行動援護の推移



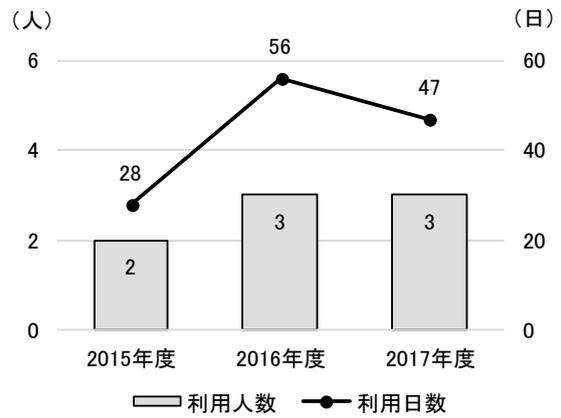
(2) 日中活動系サービスの利用状況

サービスの種類		2015年度		2016年度		2017年度	
		見込み値	実績値	見込み値	実績値	見込み値	実績見込み値
生活介護	利用人数(人/月)	410	413	420	423	430	428
	利用日数(人日分/月)	7,800	7,916	8,000	8,152	8,400	8,370
自立訓練 (機能訓練)	利用人数(人/月)	5	2	5	3	5	3
	利用日数(人日分/月)	95	28	95	56	95	47
自立訓練 (生活訓練)	利用人数(人/月)	20	24	20	28	20	21
	利用日数(人日分/月)	300	466	300	553	300	480
就労移行 支援	利用人数(人/月)	32	23	37	26	42	35
	利用日数(人日分/月)	608	395	703	445	798	655
就労継続支 援(A型)	利用人数(人/月)	195	219	200	231	205	248
	利用日数(人日分/月)	3,705	4,187	3,800	4,373	3,895	4,735
就労継続支 援(B型)	利用人数(人/月)	250	258	260	289	270	310
	利用日数(人日分/月)	4,400	4,472	4,600	5,029	4,700	5,425
療養介護	利用人数(人/月)	20	22	20	22	20	21
短期入所 (福祉型)	利用人数(人/月)	64	81	67	83	70	89
	利用日数(人日分/月)	300	412	314	473	328	574
短期入所 (医療型)	利用人数(人/月)	6	7	6	6	6	8
	利用日数(人日分/月)	36	38	36	26	36	33

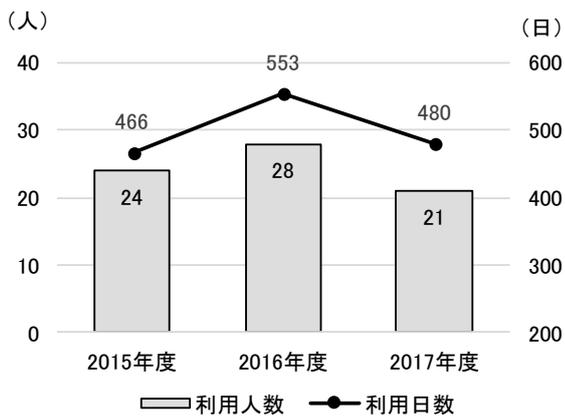
■生活介護の推移



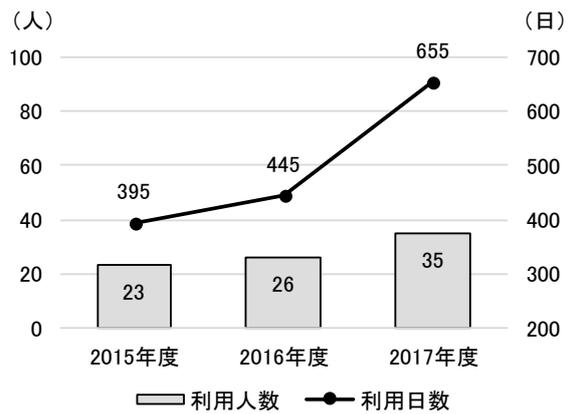
■自立訓練（機能訓練）の推移



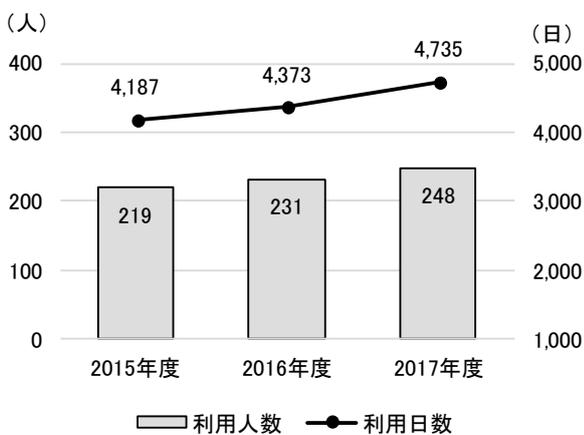
■自立訓練（生活訓練）の推移



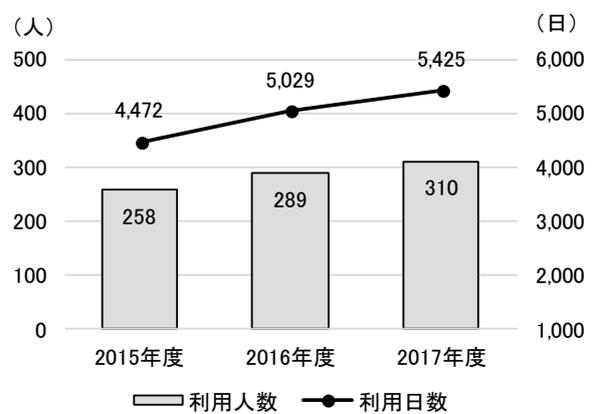
■就労移行支援の推移



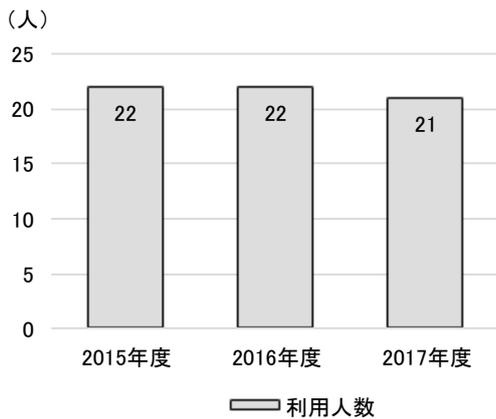
■就労継続支援（A型）の推移



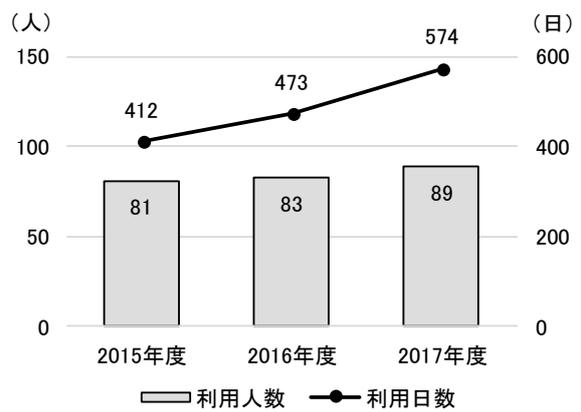
■就労継続支援（B型）の推移



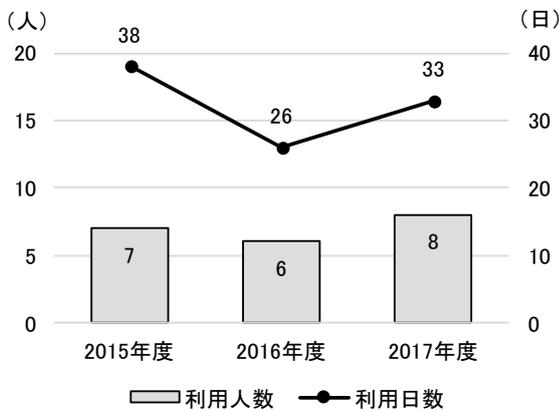
■療養介護の推移



■短期入所（福祉型）の推移



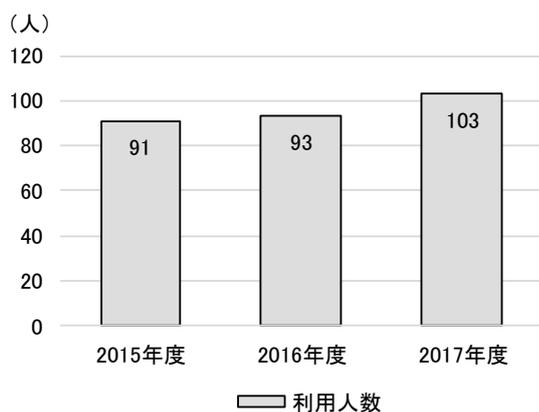
■短期入所（医療型）の推移



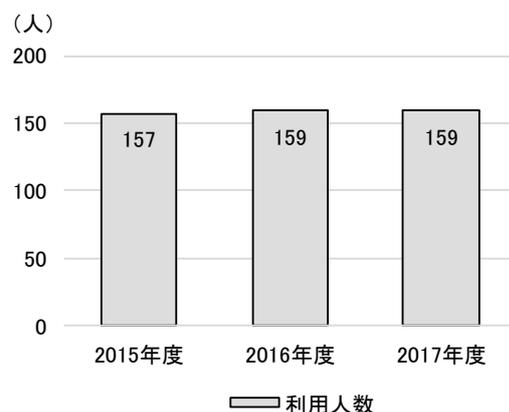
(3) 居住系サービスの利用状況

サービスの種類		2015年度		2016年度		2017年度	
		見込み値	実績値	見込み値	実績値	見込み値	実績見込み値
共同生活援助	利用人数(人/月)	95	91	105	93	115	103
施設入所支援	利用人数(人/月)	159	157	157	159	155	159

■共同生活援助の推移



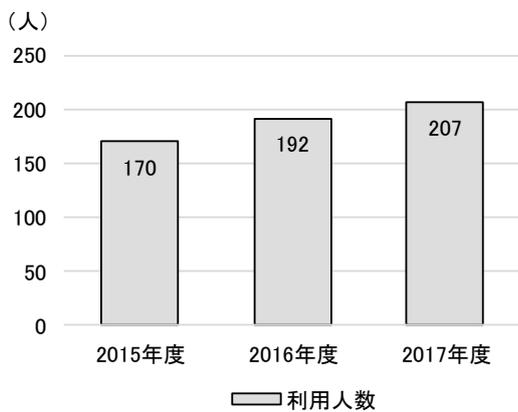
■施設入所支援の推移



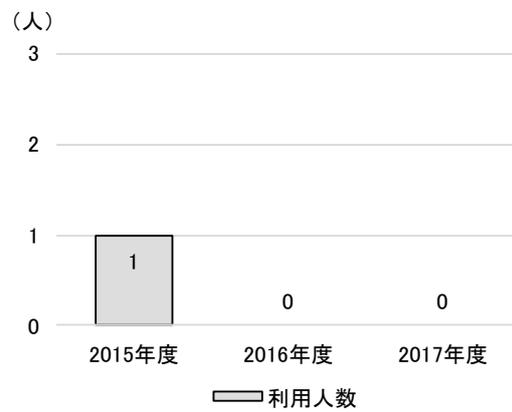
(4) 相談支援サービスの利用状況

サービスの種類		2015年度		2016年度		2017年度	
		見込み値	実績値	見込み値	実績値	見込み値	実績 見込み値
計画相談支援	利用人数(人/月)	150	170	185	192	220	207
地域移行支援	利用人数(人/月)	5	1	5	0	5	0
地域定着支援	利用人数(人/月)	5	1	5	2	5	2

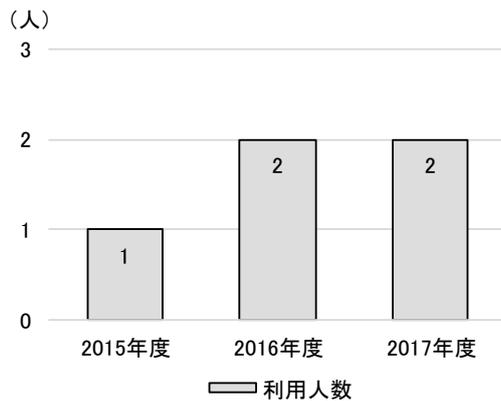
■ 計画相談支援の推移



■ 地域移行支援の推移



■ 地域定着支援の推移



- 訪問系サービスについては、全てのサービスにおいて2017（平成29）年度の実績見込み値が、見込み値を下回っています。利用人数の推移をみると、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護で横ばい及び減少となっています。重度障害者等包括支援については利用がありません。
- 日中活動系サービスのうち、自立訓練（生活訓練）、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、短期入所（福祉型）において2017（平成29）年の実績見込み値が、見込み値を上回っています。利用の推移をみると、生活介護、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、短期入所で増加しています。
- 居住系サービスでは、施設入所支援において2017（平成29）年の実績見込み値が、見込み値を上回っています。利用の推移をみると、共同生活援助において増加しています。「第4期鈴鹿市障害福祉計画」では地域移行を進める上で施設入所者を削減する目標を設定し、減少を見込んでいましたが、地域移行は進んでいない状況となっています。また、地域移行を進める上で共同生活援助の整備が追いついていません。
- 相談支援サービスでは、全てのサービスにおいて2017（平成29）年の実績見込み値が、見込み値を下回っています。利用の推移をみると、計画相談支援で増加していますが、2012（平成24）年よりサービスを利用する全ての人にサービス等利用計画の作成が義務付けられたことが要因と考えられます。地域移行支援、地域定着支援は地域移行を進める上で必要なサービスですが、地域移行が進んでおらず、利用は少なくなっています。

2 2020（平成 32）年度の成果目標

（1）施設入所者の地域生活への移行

【国指針】

1. 2020（平成 32）年度末における地域生活に移行する施設入所者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、2016（平成 28）年度末時点の施設入所者数の 9%以上が、地域生活へ移行することを基本とする。
2. 2020（平成 32）年度末の施設入所者数を 2016（平成 28）年度末時点の施設入所者数から 2%以上削減することを基本とする。

【成果目標の設定】

項目	施設入所者	備考
2016 年度末時点の入所者数（A）	160 人	2016 年度末時点の入所者数
目標入所者数（B）	157 人	2020 年度末時点の利用人数
削減見込み（A） - （B）	3 人 (2%)	差引減少見込み数
地域生活移行支援	14 人 (9%)	施設入所から地域生活へ移行した者の数

（2）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国指針】

保健，医療，福祉関係者による協議の場について，2020（平成 32）年度末までに全ての市町村又は圏域ごとに，協議会など保健，医療，福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。

【成果目標の設定】

項目	目標
2020 年度末の保健・医療・福祉関係者による協議の場	設置

（3）地域生活支援拠点等の整備

【国指針】

地域生活支援拠点等について，2020（平成 32）年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも 1 つを整備することを基本とする。

【成果目標の設定】

項目	目標値
2020 年度末の地域生活支援拠点の整備数・場所	1 か所

(4) 福祉施設から一般就労への移行

【国指針】

- 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、2020（平成32）年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、2016（平成28）年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを基本とする。
- 就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率に係る目標値を設定することとし、就労移行支援事業の利用者数については、2020（平成32）年度末における利用者数が2016（平成28）年度末における利用者数の2割以上増加することを目指す。
- 事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指す。
- 障がいのある人の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率に係る目標値を設定することとし、当該目標値の設定に当たっては、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とすることを基本とする。

【成果目標の設定】

項目	目標値	備考
2016年度の一般就労移行者数	20人	2016年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】2020年度の一般就労移行者数	30人 1.5倍	2020年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数
2016年度末の就労移行支援事業利用者数	25人	2016年度末において就労移行支援事業を利用する者の数
【目標値】2020年度末の就労移行支援事業の利用者数	30人 120%	2020年度末において就労移行支援事業を利用する者の数
2020年度における就労移行支援事業所（A）	5か所	2020年度において就労移行支援を提供する事業所の数
2020年度における就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所（B）	3か所	【就労移行率】2020年4月1日時点の就労移行支援事業の利用者のうち、2020年度中に一般就労へ移行した者の割合
【目標値】2020年度における就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の割合	60%	B/A
【目標値】就労定着支援開始後1年後の職場定着率	75%	就労定着支援事業の支援開始後1年後の職場定着率8割

3 障害福祉サービスの見込み量

(1) 訪問系サービス

●居宅介護

自宅で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

●重度訪問介護

重度の肢体不自由者、重度の知的障がいのある人又は重度の精神障がいのある人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。

●同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。

●行動援護

知的障がい、精神障がいにより行動上著しい困難を有する人に対し、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護を行うほか、外出の際の移動支援を行います。

●重度障害者等包括支援

常時介護が必要な人に対し、居宅介護など複数のサービスを包括的に提供します。

■サービス見込み量

サービスの種類		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
居宅介護	利用人数（人/月）	161	165	165	170
	利用時間（時間/月）	2,690	2,940	2,940	3,030
重度訪問介護	利用人数（人/月）	1	1	1	1
	利用時間（時間/月）	386	420	420	420
同行援護	利用人数（人/月）	19	21	22	23
	利用時間（時間/月）	300	390	405	445
行動援護	利用人数（人/月）	4	4	4	5
	利用時間（時間/月）	103	105	105	125
重度障害者等 包括支援	利用人数（人/月）	0	0	0	0
	利用時間（時間/月）	0	0	0	0

※2017年度は実績見込み値となっています。

※重度障害者等包括支援は、現在県内に事業所がなく、見込みがありません。

●今後の方向性●

直近3年間では利用者数に大きく変化はありませんが、利用ニーズは高く、事業所やヘルパーが不足しています。今後、地域移行を推進することにより、さらに利用者の増加が見込まれるため、介護保険事業者へ新規参入を働きかけます。また、さまざまな障がいに応じた支援が適切に実施されるよう、専門的な研修や必要な情報提供を行います。

(2) 日中活動系サービス

●生活介護

常時介護が必要な人に対し、昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

●自立訓練（機能訓練）

身体障がいのある人又は難病等対象者について、事業所への通所又は自宅への訪問により、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言、その他必要な支援を行います。

●自立訓練（生活訓練）

知的障がい又は精神障がいのある人について、事業所への通所又は自宅への訪問により、入浴、排泄及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行います。

●就労移行支援

一般企業への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上を図るために必要な訓練を行います。

●就労継続支援（A・B型）

一般企業などへの就労が困難な人が対象となります。働く場を提供するとともに、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。利用者が当該事業所と雇用契約を結ぶA型と雇用契約を結ばず訓練などを受けるB型があります。

●就労定着支援（2018（平成30）年度新規）

就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。

●療養介護

医療が必要な人であって、常時介護が必要な人に対し、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護など、主として日中に病院などの施設で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護や日常生活上の援護を行います。

●短期入所

在宅で障がいのある人を介護している保護者が、病気、冠婚葬祭などの場合に、夜間も含め施設で入浴や排泄、食事の介護などを行います。

■サービス見込み量

サービスの種類		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
生活介護	利用人数(人/月)	428	435	440	445
	利用日数(人日分/月)	8,370	8,400	8,490	8,590
自立訓練 (機能訓練)	利用人数(人/月)	3	3	3	4
	利用日数(人日分/月)	47	50	50	65
自立訓練 (生活訓練)	利用人数(人/月)	21	24	25	28
	利用日数(人日分/月)	480	490	500	555
就労移行支援	利用人数(人/月)	35	40	45	50
	利用日数(人日分/月)	655	720	810	900
就労継続支援 (A型)	利用人数(人/月)	248	260	270	280
	利用日数(人日分/月)	4,735	4,990	5,185	5,380
就労継続支援 (B型)	利用人数(人/月)	310	325	340	355
	利用日数(人日分/月)	5,425	5,690	5,950	6,210
就労定着支援	利用人数(人/月)	-	5	8	15
療養介護	利用人数(人/月)	21	22	22	24
短期入所 (福祉型)	利用人数(人/月)	89	95	100	105
	利用日数(人日分/月)	574	510	520	550
短期入所 (医療型)	利用人数(人/月)	8	8	8	8
	利用日数(人日分/月)	33	35	35	35

※2017年度は実績見込み値となっています。

●今後の方向性●

医療的ケアが必要な人、行動障がいのある人に対応できる生活介護事業所が不足しています。今後、利用者が増加していくことが見込まれているため、事業所間の連携と支援の質の向上を図り、サービス提供体制の整備を進めます。

就労に関するサービスの利用者は増加しており、需要は高まっています。就労マルシェなどを活用し、就労に関するサービスについての周知を図るとともに、一般就労への移行を推進するためにハローワーク等の関係機関と連携し、就職後は安心して同じ職場で就労を続けられるよう支援していく体制を整えます。

短期入所は、利用ニーズは高まっていますが、利用できる事業所が不足しています。今後、介護者の高齢化などに伴い、利用ニーズはますます増加していくことが見込まれているため、利用体制の整備を行い、特定相談支援事業所と連携し、計画的な利用を促進します。

(3) 居住系サービス

●自立生活援助（2018（平成30）年度新規）

施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。

●共同生活援助

主として夜間に、共同生活を営む住居における相談、入浴、排泄又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

●施設入所支援

施設の入所者を対象として、障害者支援施設において、主として夜間に入浴、排泄、食事の提供などを行います。

■サービス見込み量

サービスの種類		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
自立生活援助	利用人数（人/月）	-	3	5	8
共同生活援助	利用人数（人/月）	103	115	115	125
施設入所支援	利用人数（人/月）	159	159	158	157

※2017年度は実績見込み値となっています。

●今後の方向性●

共同生活援助は、介護者の高齢化により利用ニーズが高まっているため事業所が不足しています。入所施設に入所している障がいのある人や入院中の精神障がいのある人の地域移行を促進するためにも、体制整備に努めます。

施設入所支援は、意思決定支援に基づき、地域生活への移行が可能な施設入所者に対し、地域移行につながるよう支援します。

自立生活援助は、共同生活援助や入所施設に入所している障がいのある人へ情報提供し、サービス利用を促進します。

(4) 相談支援サービス

●計画相談支援

障害福祉サービスを申請した障がいのある人について、サービス等利用計画の作成及び支給決定後の利用状況の検証（モニタリング）を行います。

●地域移行支援

入所施設に入所している障がいのある人又は精神科病院に入院している精神障がいのある人について、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。

●地域定着支援

居宅において単身で生活している障がいのある人等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

■サービス見込み量

サービスの種類		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
計画相談支援	利用人数（人/月）	207	215	235	255
地域移行支援	利用人数（人/月）	0	2	2	3
地域定着支援	利用人数（人/月）	2	2	2	3

※2017年度は実績見込み値となっています。

●今後の方向性●

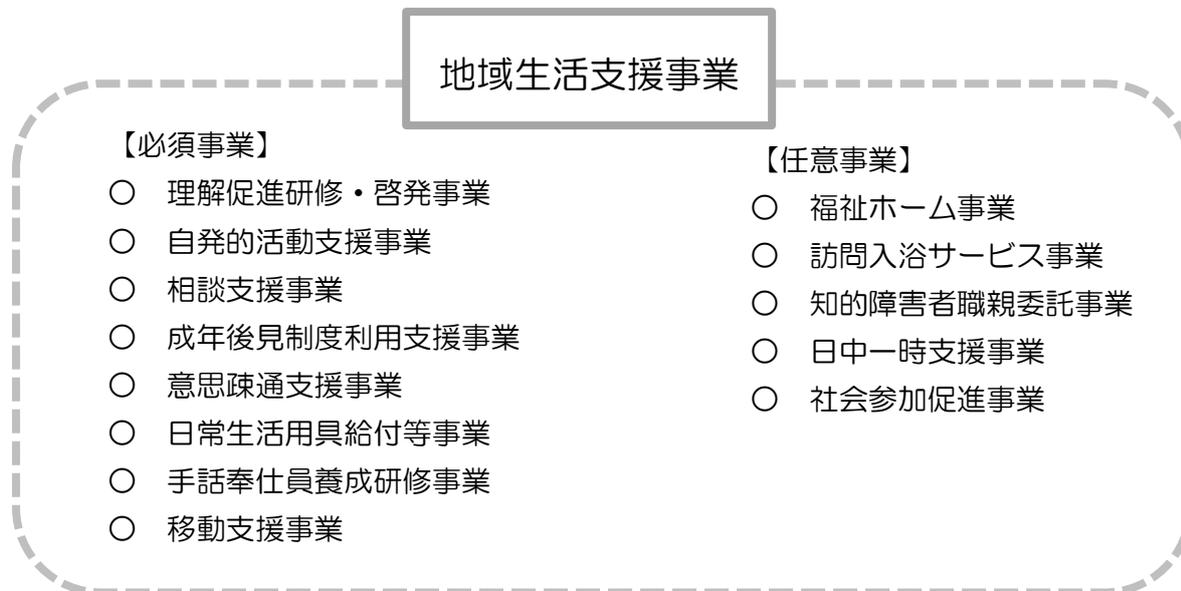
サービスの利用者増加とともに、計画相談支援は利用の増加が見込まれています。特定相談支援事業所への支援を充実させるとともに、意思決定支援に基づく相談支援体制の強化を図ります。

入所施設に入所している障がいのある人や精神科病院に入院している精神障がいのある人の地域生活への移行を促進します。さらに、移行後には、地域生活における自立への支援を進めます。

さまざまな障がいのある人に対して、専門性の高い相談や困難事例への対応のため、基幹相談支援センター、障害者総合相談支援センターあいと特定相談支援事業所との連携体制を構築します。

4 地域生活支援事業の実施目標

「地域生活支援事業」は、障害者総合支援法第 77 条において、市町村を実施主体とし、法定化された事業です。障がいがある人が、障害福祉サービス、その他のサービスを利用しつつ、その有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を、効率的かつ効果的に実施します。



【必須事業】

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が、日常生活及び社会生活を営む上で生じる社会的障壁を取り除くためには、障がいのある人に対する理解を深めることが必要です。研修・啓発などにより、地域住民への働きかけを行います。

■実施見込み量

事業の種類		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
理解の促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有

※2017年度は実績見込みとなっています。

●今後の方向性●

引き続き、地域共生社会の実現に向け、「就労マルシェ事業」を実施し、地域住民への理解を促進します。

(2) 自発的活動支援事業

障がいのある人が、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人や地域住民等による地域における自発的な取組を支援します。

■実施見込み量

事業の種類		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
自発支援事業	実施の有無	有	有	有	有

※2017年度は実績見込みとなっています。

●今後の方向性●

引き続き、自発的活動支援事業として、「安心生活応援事業」を実施します。

(3) 相談支援事業

●障害者相談支援事業

地域の障がいのある人の福祉に関する問題に対し、本人やその保護者、又は介助する人からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。

●基幹相談支援センター等機能強化事業

一般的な相談支援事業に加え、専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、基幹相談支援センター等が、地域における相談支援事業者等に対する専門的な助言等を行うことにより、相談支援機能を強化します。

●住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

一般住宅への入居が困難な障がいのある人に対し、入居に必要な調整などに係る支援を行うとともに、家主への相談・助言などを通じて、障がいのある人の地域生活を支援します。

■実施見込み量

事業の種類		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
障害者相談支援事業	か所	1	1	1	1
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有	有
基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施の有無	無	無	無	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	有

※2017年度は実績見込みとなっています。

●今後の方向性●

基幹相談支援センターや市内の相談支援事業所と連携し、相談支援のネットワークを構築し、専門性の向上等相談支援体制の充実を図ります。

(4) 成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分な知的障がいのある人及び精神障がいのある人について、障害福祉サービスの利用契約の締結などが適切に行えるようにするため、成年後見制度の利用を支援する事業に対して補助を行います。

- 審判申立費用助成金の交付
- 成年後見人等報酬助成金の交付

■サービス見込み量

事業の種類		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
成年後見制度 利用支援事業	実利用見込み者数 (人)	0	1	1	1

※2017年度は実績見込み値となっています。

●今後の方向性●

「鈴鹿市後見サポートセンターみらい」や相談支援事業と連携し、判断能力が不十分な人等の適切な利用を促進します。また、成年後見制度活用パンフレット等による制度の周知を図るとともに、制度利用にかかわる機関と連携し、制度利用が必要な人への利用につながるよう努めます。

(5) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者や要約筆記者の派遣などを行い、意思疎通の円滑化を図ります。

■サービス見込み量

事業の種類		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
手話通訳者設置事業	実設置見込み 者数(人)	2	2	2	2
手話通訳者派遣事業	実利用見込み 者数(人)	455	460	465	470
要約筆記者派遣事業	実利用見込み 者数(人)	60	65	70	75

※2017年度は実績見込み値となっています。

●今後の方向性●

研修の実施等により人材を確保・育成し、障がいのある人のコミュニケーション支援の充実を図ります。

(6) 日常生活用具給付等事業

障がいのある人などに対し、日常生活や介護が容易になる日常生活用具及び住宅改修工事費を給付し、日常生活の便宜を図ります。

○介護・訓練支援用具

障がいのある人・児童の身体介護を支援する用具や、訓練に用いる用具。

○自立生活支援用具

障がいのある人・児童の入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置など、入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具。

○在宅療養等支援用具

電気式たん吸引器や盲人用体温計などの、障がいのある人・児童の在宅療養などを支援する用具。

○情報・意思疎通支援事業

点字や人工咽頭など、障がいのある人・児童の情報収集、情報伝達や意思疎通などを支援する用具。

○排泄管理支援用具

ストマ用装具など、障がいのある人・児童の排泄を管理する用具。

○住宅改修（居宅生活動作補助用具）

障がいのある人・児童の居宅生活活動などを円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴う用具。

■サービス見込み量

事業の種類		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
介護・訓練支援用具	実利用見込み者数 (人)	12	12	12	12
自立生活支援用具	実利用見込み者数 (人)	26	26	26	26
在宅療養等支援用具	実利用見込み者数 (人)	22	22	22	22
情報・意思疎通支援用具	実利用見込み者数 (人)	18	18	18	18
排泄管理支援用具	実利用見込み者数 (人)	700	720	740	760
居宅生活動作補助用具	実利用見込み者数 (人)	14	14	14	14

※2017年度は実績見込み値となっています。

●今後の方向性●

日常生活の自立や社会参加を支援するため、障がいの特性に応じて事業を利用できるよう提供体制を確保します。また、各事業について周知し、利用を促進します。

(7) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚に障がいのある人の自立した日常生活や社会生活を営むことを支援するため、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成を行います。

■実施見込み量

事業の種類		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
手話奉仕員養成研修	実施の有無	有	有	有	有

※2017年度は実績見込みとなっています。

●今後の方向性●

手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成するため、手話奉仕員養成講座を行い、障がいのある人の自立した日常生活及び社会生活を支援します。

(8) 移動支援事業

屋内での移動が困難な人を対象に、外出の際の移動支援を行うことにより、地域における自立した生活や社会参加を促進します。

■サービス見込み量

事業の種類		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
移動支援事業	実利用見込み者数 (人/月)	58	60	62	64
	延べ利用見込み時 間数(時間/月)	574	594	614	634

※2017年度は実績見込み値となっています。

●今後の方向性●

実施事業所の実績と事業実施する上での現状や課題を把握するとともに、より良い方法での事業実施となるよう検討します。

【任意事業】

●福祉ホーム事業

家庭環境や住宅事情などにより、居宅での生活が困難な障がいのある人（ただし、常時の介護、医療、医療を必要とする人を除く）で、現に住居を求めている人に、低額な料金設定で、居室やその他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な援助を行うことにより、地域生活を支援します。

●訪問入浴サービス事業

入浴が困難である在宅の身体障がいのある人を対象に、居宅に訪問し入浴サービスを提供することで、地域での生活を支援します。

●知的障害者職親委託事業

知的障がいのある人を一定期間、知的障がいのある人の更生に熱意を有する事業経営者などの私人（職親）に預け、生活支援指導及び技能訓練を行います。

●日中一時支援事業

放課後や夏休みなどの長期休暇中の活動場所が必要な障がいのある児童や、一時的な見守りなどの支援が必要な障がいのある人を対象に、活動の場を提供し、社会に適應するための日常的な訓練を行います。

●社会参加促進事業（社会参加支援）

障がいのある人のスポーツ大会や作品展などの開催、自動車運転免許取得・改造助成事業を実施することにより、障がいのある人の社会参加を促進します。

■サービス見込み量

サービスの種類		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
福祉ホーム事業	実利用見込み者数 (人/月)	6	6	6	6
訪問入浴サービス事業	実利用見込み者数 (人/月)	6	6	6	6
知的障害者 職親委託事業	実利用見込み者数 (人/月)	1	1	1	1
日中一時支援事業	実施見込みか所数 (市内)(カ所/月)	23	24	24	25
	実利用見込み者数 (人/月)	190	195	195	200
社会参加促進事業					
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	実利用見込み者数 (人)	100	110	120	130
視覚障害者歩行訓練事業	実利用見込み者数 (人)	25	28	31	34
自立訓練用装具着用 訓練費助成	延べ利用回数 (回)	59	120	120	120
自動車運転免許取得・ 改造助成事業	実利用見込み者数 (人)	8	10	10	10

※2017年度は実績見込み値となっています。

●今後の方向性●

利用者の増加が見込まれている日中一時支援事業では、本事業を必要とする方へ適切に提供できるよう、事業者との連携を図りつつ事業を推進します。また、社会参加促進事業では、利用者へ適切なサービスを利用者へ提供できるよう、ニーズの把握を行い、サービス提供体制を強化します。

第2章 第1期鈴鹿市障害児福祉計画

1 障害児通所支援等の利用状況

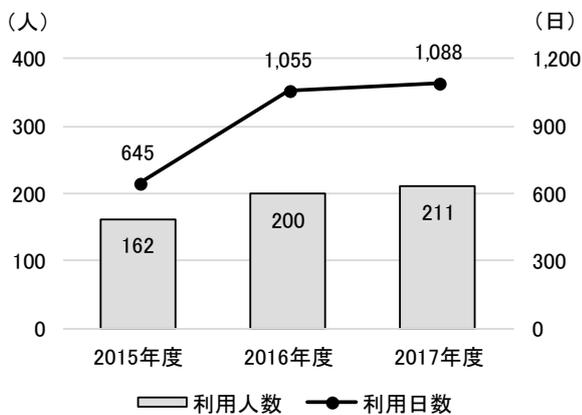
各障害児通所支援の2015（平成27）年度から2017（平成29）年度までの実績値は、以下のとおりとなっています。

（1）障害児通所支援の利用状況

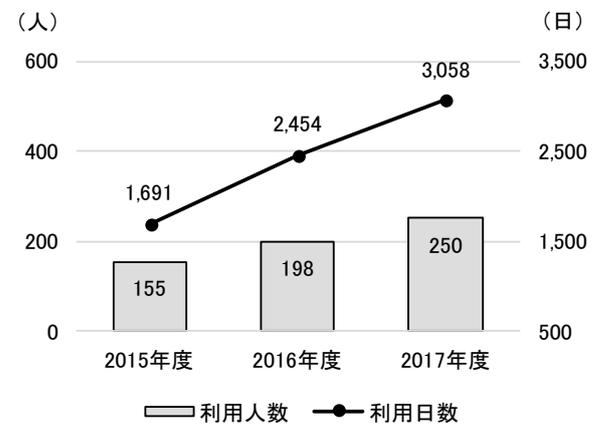
サービスの種類		2015年度		2016年度		2017年度	
		見込み値	実績値	見込み値	実績値	見込み値	実績見込み値
児童発達支援	利用人数（人/月）	143	162	146	200	149	211
	利用日数（人日分/月）	530	645	545	1,055	560	1,088
放課後等 デイサービス	利用人数（人/月）	110	155	120	198	130	250
	利用日数（人日分/月）	950	1,691	1,100	2,454	1,200	3,058
保育所等 訪問支援	利用人数（人/月）	2	5	2	5	2	4
	利用日数（人日分/月）	2	5	2	5	2	4
障害児相談支援	利用人数（人/月）	40	72	59	92	64	106

※2017年度は実績見込み値となっています。

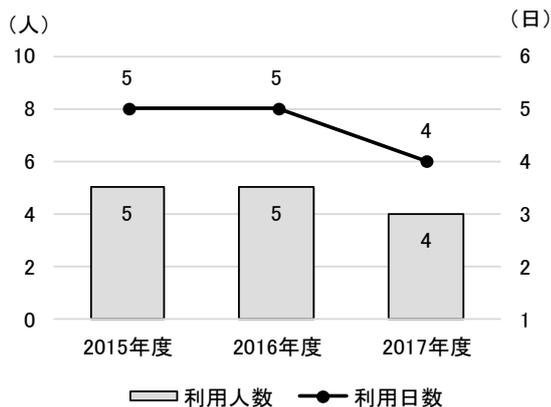
■児童発達支援の推移



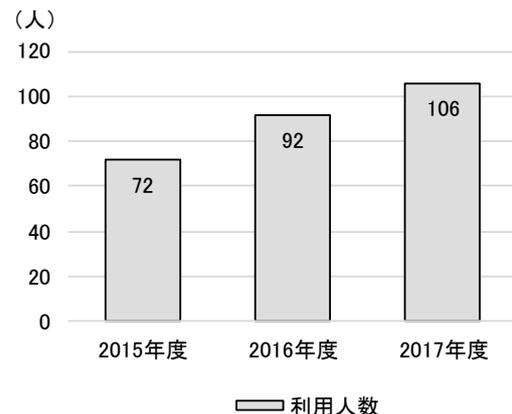
■放課後等デイサービスの推移



■保育所等訪問支援の推移



■障害児相談支援の推移



○児童福祉法に基づくサービスにおいて、全てのサービスにおいて 2017（平成 29）年度の実績見込み値が、見込み値を上回っています。利用の推移をみると、児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児相談支援で増加しており、保育所等訪問支援では減少しています。障害児相談支援の利用が伸びていることから、その他のサービスへの利用の促進につながったことが考えられます。

（２）特別支援学級の通学状況

特別支援学級の通学者数は、小学校では年々増加傾向にあります。中学校では、上下ありますが、横ばいとなっています。

■特別支援学級通学者数 小学校

	2015年度	2016年度	2017年度
1年生	22	38	33
2年生	23	40	40
3年生	33	31	41
4年生	34	35	39
5年生	36	41	38
6年生	31	38	42
合計	179	223	233

資料：障がい福祉課（各年度5月1日現在）

■特別支援学級通学者数 中学校

	2015年度	2016年度	2017年度
1年生	26	25	35
2年生	23	24	27
3年生	42	22	26
合計	91	71	88

資料：障がい福祉課（各年度5月1日現在）

2 2020（平成 32）年度成果目標

（1）障がい児支援の提供体制の整備等

【国指針】

1. 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

2020（平成 32）年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。また、2020（平成 32）年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

2. 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

2020（平成 32）年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。

3. 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

2018（平成 30）年度末までに、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。

【成果目標の設定】

項目	目標値	備考
児童発達支援センターの設置	1カ所	2020年度末までに1カ所以上
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	1カ所	2020年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制の構築
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービスの確保	各1カ所	2020年度末までに重度心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1カ所
医療的ケア児支援の協議の場の設置	有	2018年度末までに保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置

3 障害児通所支援等の見込み量

●児童発達支援

障がいのある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。

●放課後等デイサービス

学校に就学している障がいのある児童に対し、授業の終了後又は休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などのサービスを提供します。

●保育所等訪問支援

障がいのある児童が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障がいのある児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

●居宅訪問型児童発達支援（2018（平成30）年度新規）

重度の障がい等で障害児通所支援を利用することが著しく困難な障がいのある児童に対して、居宅を訪問して発達支援を行います。

●障害児相談支援

障害児通所支援を申請した障がいのある児童について、障害児支援利用計画の作成及び支給決定後の利用状況の検証（モニタリング）を行います。

●医療的ケア児の支援を調整するコーディネーターの配置人数（2018（平成30）年度新規）

医療的ケア児が必要とする、多分野にまたがる支援の利用を調整し、提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域の課題整理や地域資源の開発等を行いながら、地域づくりを推進する役割を担うコーディネーターとして相談支援専門員等を養成し、配置します。

■サービス見込み量

サービスの種類		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
児童発達支援	利用人数(人/月)	211	225	240	255
	利用日数(人日分/月)	1,088	1,100	1,180	1,250
放課後等 デイサービス	利用人数(人/月)	250	275	290	310
	利用日数(人日分/月)	3,058	3,330	3,510	3,750
保育所等 訪問支援	利用人数(人/月)	4	4	5	5
	利用日数(人日分/月)	4	4	5	5
居宅訪問型児童発達 支援	利用人数(人/月)	-	1	1	2
	利用日数(人日分/月)	-	4	4	8
障害児相談支援	利用人数(人/月)	106	130	150	170
医療的ケア児の支援 を調整するコーディネーターの配置人数	配置人数(人/月)	-	0	0	1

※2017年度は実績見込み値となっています。

●今後の方向性●

児童発達支援と放課後等デイサービスは年々事業所数も増えており、多様なニーズに合わせてサービスが提供されています。早期療育のニーズの高まりから、児童発達支援と放課後等デイサービスは利用者の増加が見込まれています。児童の発達にあわせた支援の質の向上と充実を図るため、事業所間の連携を図り研修等を行います。また、重度心身障がい児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所の確保が必要なため、専門的で幅広い知識の双方を備えたスタッフを育成する研修などの充実を図ります。

保育所等訪問については、円滑な利用を促進するため、保育所や学校などとの連携強化を図ります。

居宅訪問型児童発達支援は新規開始のサービスのため、対象児への周知を行います。

サービス利用者の増加とともに、障害児相談支援は利用者の増加が見込まれており、利用児童の適切なサービス利用に向け、支援していく必要があります。また、相談内容が複雑なものや複合的な相談に対応していく必要があるため、関係機関と連携を図り、相談支援専門員の知識の向上を図るための研修等を実施します。

医療的ケアを必要とする児童に適切なサービスを提供できるよう、2020(平成32)年までにコーディネーターを育成し、配置を進めます。

第3章 鈴鹿亀山障害保健福祉圏域プラン

1 圏域構成市及び人口

○圏域構成市：鈴鹿市・亀山市

○圏域人口：250,767人（2017年11月1日現在）

2 圏域における障がいのある人の状況

■身体障害者手帳所持者数

（人）

障がい種別	等級						合計
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	
視覚障がい	159	147	53	33	88	27	507
聴覚・平衡機能障がい	30	251	135	145	5	358	924
音声・言語・そしゃく機能障がい	5	12	48	31	0	0	96
肢体不自由	965	983	1,096	1,410	450	239	5,143
内部障がい	1,584	40	396	647	0	0	2,667
18歳未満	83	64	29	11	11	9	207
18歳以上	2,660	1,369	1,699	2,255	532	615	9,130
合計	2,743	1,433	1,728	2,266	543	624	9,337

資料：障がい福祉課（2016年度末現在）

■療育手帳所持者数

（人）

区分	18歳未満	18歳以上	合計
A（最重度・重度）	179	626	805
B（中度・軽度）	377	676	1,053
合計	556	1,302	1,858

■精神障害者保健福祉手帳所持者数

（人）

1級	132
2級	947
3級	399
合計	1,478

資料：障がい福祉課（2016年度末現在）

■2016 年度障害福祉サービス実利用者数

(人)

項目	鈴鹿市	亀山市	計	項目	鈴鹿市	亀山市	計
居宅介護	202	66	268	療養介護	23	10	33
重度訪問介護	1	1	2	短期入所	153	28	181
同行援護	30	5	35	共同生活援助	100	29	129
行動援護	4	1	5	施設入所支援	167	30	197
重度障害者等 包括支援	0	0	0	計画相談支援	1,087	290	1,377
生活介護	446	98	544	地域移行支援	0	0	0
自立訓練 (機能訓練)	5	2	7	地域定着支援	2	0	2
自立訓練 (生活訓練)	29	6	35	児童発達支援	247	11	258
就労移行支援	62	23	85	放課後等 デイサービス	231	54	285
就労継続支援 (A型)	305	40	345	保育所等 訪問支援	45	0	45
就労継続支援 (B型)	342	93	435				

資料：障がい福祉課（2016 年度末現在）

■2016 年度指定事業所数集計表

(か所)

項目	鈴鹿市	亀山市	計	項目	鈴鹿市	亀山市	計
居宅介護	31	3	34	療養介護	1	0	1
重度訪問介護	22	1	23	短期入所	8	1	9
同行援護	8	1	9	共同生活援助	12	3	15
行動援護	3	0	3	施設入所支援	4	0	4
重度障害者等 包括支援	0	0	0	計画相談支援	13	2	15
生活介護	11	3	14	地域移行支援	2	1	3
自立訓練 (機能訓練)	0	0	0	地域定着支援	2	1	3
自立訓練 (生活訓練)	2	0	2	児童発達支援	10	0	10
就労移行支援	4	1	5	放課後等 デイサービス	17	3	20
就労継続支援 (A型)	11	1	12	保育所等 訪問支援	1	0	1
就労継続支援 (B型)	22	8	30				

資料：三重県指定事業所一覧表

資料：障がい福祉課（2016 年度末現在）

■地域資源（圏域）

（か所）

項目	事業所数	項目	事業所数
居宅介護	34	○就労継続支援（A型，B型）	42
重度訪問介護	23	○療育介護	1
同行援護	9	☆短期入所	9
行動援護	3	☆共同生活援助	15
○生活介護	14	☆施設入所支援	4
○自立訓練（生活訓練）	2	移動支援	22
○就労移行支援	5	☆福祉ホーム	1

（○：日中活動の場，☆：住まいの場）

※移動支援については，鈴鹿市と契約のある事業所数

資料：障がい福祉課（2016年度末現在）

3 圏域単位のサービス基盤の数値目標

「障害保健福祉圏域」の単位での必要なサービスの現状を明らかにし，地域移行に必要なサービス基盤の必要量を具体化します。

■居宅介護，同行援護，行動援護，生活介護等

（か所）

施策項目	2016年度	2020年度
居宅介護	34	36
重度訪問介護	23	25
同行援護	9	9
行動援護	3	3
重度障害者等包括支援	0	0
療養介護	1	1
生活介護	14	16

■短期入所

（か所）

施策項目	2016年度	2020年度
短期入所	9	10

■共同生活援助

（か所）

施策項目	2016年度	2020年度
共同生活援助	15	18

■自立訓練（機能訓練）・自立訓練（生活訓練）

（か所）

施策項目	2016年度	2020年度
自立訓練（機能訓練）	0	0
自立訓練（生活訓練）	2	2

■就労移行・就労継続（A型）・就労継続（B型）・就労定着

（か所）

施策項目	2016年度	2020年度
就労移行支援	5	6
就労継続支援（A型）	12	14
就労継続支援（B型）	30	32
就労定着支援	0	5

■相談支援

（か所）

施策項目	2016年度	2020年度
総合相談支援	1	1
地域相談支援（地域移行支援, 地域定着支援）	3	5
相談支援	15	17

■障害児通所

（か所）

施策項目	2016年度	2020年度
児童発達支援	10	12
放課後等デイサービス	20	23
保育所等訪問支援	1	2

第4部 計画の推進方法

第1章 計画の推進方法

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、計画の進捗状況の調査・検討や意見聴取などを行うとともに、障がいのある人、障がいのある人の福祉に関する事業に従事する人、学識経験のある人及び関係行政機関の職員などで構成する鈴鹿市障害者施策推進協議会において、定期的に会議を開催し施策の推進に向けた検討を進めるなど、更なる体制の充実に努めます。

また、障がい者団体、社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、教育委員会、ボランティア団体、福祉施設、経済団体など、関連する団体・組織とのネットワーク化を図り、情報交換などを通じて効果的な施策の推進に役立てていきます。

2 ハード事業の推進

公共施設、公園、交通施設、スポーツ施設、住宅をはじめとする生活環境基盤の整備にあたっては、法制度の技術的な制約や財源の関係から、相当な時間と経費を要しますが、それぞれの施設を所管する部署において、国庫及び県費による補助や低利融資を活用して、生活基盤の整備を推進する一方、これらの補助が適用できない事業については、財政状況と整合性を図りながら、整備に取り組んでいきます。

また、民間企業に対しても、「共に生きる」という観点から、社会的な責任、市場拡大（消費者や投資家のプラス評価）など、事業主にノーマライゼーションの理念とバリアフリー化について認識を深めてもらい、施設の整備に向けた積極的な取組を働きかけます。

3 国や県、周辺市町との連携

計画の推進にあたっては、今後の制度の改正なども重要となるため、国・県からの情報を収集しながら、制度の改正などの変化を踏まえて、施策を展開していきます。

また、圏域単位等で行う担当者会議を通じ、近隣市町との連携や情報交換を行い、サービスの確保に努めます。

4 地域における各種関係団体，民間企業との連携

障がい者関係団体や当事者団体，民間非営利団体（NPO），サービス提供事業所，社会福祉協議会，社会福祉施設，医療施設等との連携と協力のもと，計画の推進を図ります。

また，計画の総合的な推進に向け，鈴鹿市障害者地域自立支援協議会での専門部会を開催し，保健・医療・福祉をはじめ，教育，就労，生活環境，相談支援等関連する各分野での具体的な協議を行うとともに情報共有を図ることで，連携体制を強化します。

さらに，障がいのある人の虐待防止に向け，各事業所に対して啓発を行うなどの働きかけを行います。

5 計画の見直し時期と評価

障害者計画における基本目標の実現に向けて設定した成果指標は，鈴鹿市総合計画2023基本構想における都市ビジョンである「めざすべき都市の状態」の個々の達成度を測る個別指標であることから，総合計画の進行管理の中で継続的に評価を実施します。

障害福祉計画及び障害児福祉計画における数値目標やサービス見込み量については，目標の達成状況を庁内関係各課，また鈴鹿市障害者地域自立支援協議会などとの連携のもとで評価，見直しを行うとともに，現状のサービス利用状況などを踏まえ，必要な対策などを継続的に実施します。

また，障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画ともに，国や県の動向を把握し，必要に応じて計画の見直しなど柔軟な対応ができるように努めます。

資料編

1 鈴鹿市障害者施策推進協議会委員名簿

	氏名	選出団体等
会長	貴島 日出見	鈴鹿医療科学大学
副会長	近藤 忠彦	三重県知的障害者福祉協会
委員	松本 昭子	鈴鹿市身体障害者福祉協会
	中澤 英明	鈴鹿市聴覚障害者協会
	中川 小夜子	鈴鹿視覚友の会
	長井 敏枝	手をつなぐ親の会
	酒井 まゆ美	鈴鹿市青年学級
	一之宮 照長	すずわ会
	吉田 徑	鈴鹿市民生委員児童委員協議会連合会
	皆木 るみ子	鈴鹿市ボランティア連絡協議会
	渥美 秀人	(社) 鈴鹿市社会福祉協議会
	南川 久美子	障害者総合相談支援センターあい
	杉本 純子	公募
	高田 克明	公募
	北村 智史	鈴鹿公共職業安定所
	藤原 卓也	三重県立杉の子特別支援学校
	加藤 清	鈴鹿市自治会連合会
木村 喜美子	鈴鹿商工会議所	
栗野 靖英	三重県教育委員会事務局	

(順不同, 敬称略)

2 鈴鹿市障害者地域自立支援協議会委員名簿

	氏名	選出団体等
会長	南川 久美子	障害者総合相談支援センターあい
委員	名古 武生	鈴鹿市聴覚障害者協会
	加藤 真理子	障がいのある人の保護者
	木下 寿美子	障がいのある人の保護者
	大島 幸穂	障がいのある人の保護者
	川上 典子	障がいのある人の保護者
	亀田 佳子	三重県自閉症協会鈴鹿ブロック
	荒川 泉	(社) けやき福祉会
	櫻井 武寿	(社) 和順会
	杉本 立己	(社) 鈴風会
	長谷川 治	(社) 三鈴会
	中村 英雄	(社) ジェイエイみえ会
	吉田 裕二	(社) 伊勢亀鈴会
	近藤 誠	(社) 四季の里
	杉野 由布子	(社) 徳寿会
	古市 真弘	(社) 鈴鹿市社会福祉協議会
	石井 浩	障がい相談支援事業者いぶき
	福井 知子	鈴鹿厚生病院
	乾 大介	国立病院機構鈴鹿病院
	辻 朋子	鈴鹿さくら病院
	小嶋 まき	三重県立杉の子特別支援学校
加藤 稔明	鈴鹿市教育委員会事務局	
松岡 美秀	鈴鹿公共職業安定所	
西村 友子	障害者総合相談支援センターあい	
亀井 有美	障害者総合相談支援センターあい	

(順不同, 敬称略)

3 計画書策定の経緯

すずかハートフルプラン策定の経緯

年月日	事項
2017年2月6日 ～2017年2月28日	アンケート調査の実施 当事者…鈴鹿市在住の障害者手帳所持者 (無作為抽出) 1,500人 (有効回収数 56.9%) 一般市民…鈴鹿市在住の一般市民(無作為抽出) 1,000人 (有効回収数 46.4%)
2017年5月9日	第1回鈴鹿市障害者施策推進協議会 アンケート調査結果報告
2017年6月30日	第1回鈴鹿市障害者地域自立支援協議会 アンケート調査結果報告
2017年9月15日	第2回鈴鹿市障害者地域自立支援協議会 サービス見込み量の検討
2017年11月14日	第3回鈴鹿市障害者地域自立支援協議会 計画書素案の検討
2017年11月20日	第2回鈴鹿市障害者施策推進協議会 計画書素案の検討
2018年1月22日～ 2018年2月21日	パブリックコメントの実施
2018年 月 日	第4回鈴鹿市障害者地域自立支援協議会 計画書の最終確認
2018年 月 日	第3回鈴鹿市障害者施策推進協議会 計画書の最終確認
2018年3月 日	すずかハートフルプラン策定

4 基本用語解説

用語	説明
【あ行】	
アスペルガー症候群	社会性・興味・コミュニケーションについて特異性が認められる障がい。発達障がい的一种にとらえられる。
移動等円滑化の促進に関する基本方針	高齢者や障がいのある人などの、移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減し、移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上することで、高齢者や障がいのある人などの自立した日常生活及び社会生活を確保する「移動等円滑化」を、総合的かつ計画的に推進していくための基本的な方針。
医療的ケア児	日常的に医療的なケア（たんの吸引、経管栄養等）が必要な児童を指す。
インクルージョン	1980年代以降、米国の障がい児教育の療育において注目されてきた考え方。障がいの有無にかかわらず、また能力にとらわれることなく、あらゆる人が地域社会における場に包み込まれ、それぞれに必要な援助が保障されることを意味する。全ての人、一人ひとりが個別的な存在であり、個別的ニーズに対する適切な援助が保障されていないならば、一人ひとりの個性を尊重していくことはできないとする考え方である。
NPO (Non Profit Organization)	民間非営利団体と訳される。継続的、自発的に社会貢献活動を行う営利を目的としない団体のことを指す。
【か行】	
学習障がい（LD）	全体的な知的発達の遅れはなく、「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」など特定能力に困難がある障がい。発達に偏りがあり、順調に発達している部分とそうでない部分があるため、学齢期になって集団での学習がはじまる頃に発見される場合が多い。
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設。市町村又は当該業務の実施の委託を受けたものが設置できる。
共生社会	性別、年齢、国籍、障がいの有無などにかかわらず、だれもがみな、安心してともに生きていくことができる社会のこと。
権利擁護	自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障がいのある人のニーズ表明を支援し代弁すること。
高次脳機能障がい	脳の損傷により生じる認知機能などの障がい。

【さ行】	
災害時要援護者	災害から自らを守るために安全な場所に避難する等の災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人。
児童発達支援センター	障がいのある児童を日々保護者のもとから通わせて、支援を提供することを目的とする施設。訓練を行う福祉型児童発達支援センターと、訓練及び治療を行う医療型児童発達支援センターがある。
自閉症	先天性の脳の機能障がいにより、人との接触、物の認知などに問題が起こり、言葉の遅れと歪み、社会性や対人関係の障がい、常同的行動、変化に対する嫌悪などを引き起こす障がい。
社会福祉協議会	それぞれの都道府県、市区町村で、地域に暮らす住民のほか、民生委員児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人などの社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現を目指した様々な活動を行う民間組織。
手話通訳者	身体障がい者福祉の概要や手話通訳の役割・責務などについて理解ができ、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現及び基本技術を修得し、手話通訳技能認定試験等に合格し手話通訳を行う者。
障害者虐待防止法 (障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律)	障がいのある人への虐待を発見した場合の通報の義務化や、市町村障害者虐待防止センターの設置などにより障がいのある人への虐待を防止し、障がいのある人の権利利益の擁護に資することを目的とした法律。
障害者権利条約	21世紀初の国際人権法に基づき、あらゆる障がいのある人の尊厳と権利を保障するための条約。
障害者雇用促進法 (障害者の雇用の促進等に関する法律)	事業主に対し、障がい者雇用率に相当する人数の障がいのある人の雇用を義務づけるなどの「雇用義務制度」、障がいのある人の雇用に伴う事業主の経済的負担の調整を図る「納付金制度」、障がいのある人自身の職業能力を高める「職業リハビリテーション」の実施を通じ、障がいのある人の職業の安定を図ることを目的とした法律。
障害者差別解消法	障がいを理由とする差別的取り扱いの禁止、合理的配慮の提供の義務化を定めた法律。合理的配慮は、行政機関では法的義務、事業所では努力義務と定められている。
障害者施策推進協議会	障害者基本法に規定される市町村障害者計画の策定及びその他の障がい者施策の推進に係る審議に関する機関。

【さ行】	
障害者週間	12月3日から9日まで。「障害者基本法」において、国民の間に広く障がいのある人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がいのある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるために定められている。
障害者地域自立支援協議会	障害者総合支援法に規定される市町村障害福祉計画の策定等に係る審議、児童福祉法に規定される市町村障害児福祉計画の策定等に係る審議及び障害者総合支援法に規定される障がい者等への支援の体制の整備を図るための協議等に関する機関。
障害者優先調達推進法	公共機関の物品やサービスの調達について、障がい者就労施設等から優先的・積極的な調達推進を図ることを定めた法律。
情報アクセシビリティ	年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。
情報のバリアフリー	障がいのある人の円滑な情報の取得・利用や、他人への意思表示、災害時の情報の迅速な伝達を図ること。
ジョブコーチ	障がいのある人、事業主及びその家族に対して障がいのある人の職場適応に関するきめ細やかな支援を実施することにより、職場適応を図り、雇用の促進及び職業の安定に資することを目的とする制度。
自立支援医療	心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度。精神疾患には精神通院医療、身体障がい（肢体・視覚・聴覚・音声言語・そしゃく・内部）には更生医療、育成医療が適用される。
精神疾患	ストレスなどによる脳やこころの機能的・器質的障がいによって引き起こされる疾患で、統合失調症や躁うつ病、パニック障がい、適応障がいなど様々な疾患を含む。
成年後見制度	認知症高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人等、判断能力が不十分な人が不利益を生じないように、代理人を立てて契約を行ったり、それを取り消したりできるようにする制度。
【た行】	
地域共生社会	子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が地域・暮らし・生きがいをともに創り、高め合うことができる社会。
注意欠陥多動性障がい (ADHD)	衝動的に反応して行動せず熟考する力や、現在の状況と過去の記憶を照らし合わせて判断する力が著しく不足しているために引き起こされる、多動性や衝動性、不注意などを特徴とする障がい。発達障がい的一种にとらえられる。
CLM (チェック・リスト・イン三重)	保育所・幼稚園において、発達に課題のある子の行動を観察し、個別の指導計画を作成するために、「あすなる学園」が開発したアセスメントツールのこと。

【た行】	
特別支援学級	障がいの程度が比較的軽い児童生徒を対象に、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校に障がいの種別ごと（知的障がいや情緒障がいなど）に置かれる少人数の学級。
特別支援学校	障がいの程度が比較的重い児童生徒を対象として専門性の高い教育を行う学校。幼稚園から高等学校に相当する年齢段階の教育を、特別支援学校のそれぞれ幼稚部・小学部・中学部・高等部で行う。
特別支援教育	障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う教育。
トライアル雇用	ハローワークの紹介によって、障がいのある人などの特定の労働者を最長3か月の試用期間を設けて雇用し、企業側と労働者側が相互に適性を判断した後、両者が合意すれば本採用が決まる制度。
【な行】	
日常生活自立支援事業	認知症高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人などのうち判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助などを行う事業。
ノーマライゼーション	高齢者や障がいのある人などを施設に隔離せず、健常者と一緒に助け合いながら暮らしていくのが正常な社会のあり方であるとする考え方。また、それに基づく社会福祉政策。
ノンステップバス	出入口の段差を無くして乗降性を高めた低床バス。
【は行】	
発達障がい	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい（ADHD）その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとして定義される。
バリアフリー	高齢者や障がいのある人にとって日常生活の中で存在するあらゆる障壁（バリア）を除去すること。
ハローワーク	厚生労働省が運営する、就職支援・雇用促進のための行政機関。障がい者雇用に向けては、専門職員などが地域の関連機関と連携しながら障がいの種類・程度に応じた職業指導、職業紹介、職場定着支援、事業主支援などを、「トライアル雇用」「ジョブコーチ」「各種訓練」「助成金制度」などを活用し行っている。

【は行】	
福祉教育	行政機関などが住民を対象として、福祉についての知識や理解、住民参加を促すための講習、広報による啓発活動などの手段により行う教育。近年の家族機能の低下や地域の連帯の希薄化など、社会状況の変化に伴い、小・中学校などにおける福祉教育の役割も大きくなっている。
福祉協力校	社会福祉への理解と関心を高め、ボランティア・社会連帯の精神を養うとともに、地域社会との連帯を深めることを目的として、社会福祉に関する学習を実践している小学校、中学校、高等学校、特別支援学校。
福祉的就労	一般企業などでの就労が困難な障がいのある人が、就労継続支援事業所などで職業訓練を受けながら作業を行うこと。
保育所等訪問支援	保育所などを利用している障がいのある児童に専門的な立場から支援を行うサービス。
放課後等デイサービス	障がいのある児童の放課後や長期休暇中の居場所づくりや機能訓練の場を提供するサービス。
【ま行】	
三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例	ユニバーサルデザインのまちづくりを総合的に推進し、全ての県民が自由な活動や平等な社会参加ができる社会の実現を目指し、公共的施設の整備における整備基準の遵守や事前協議などを規定した、三重県の条例。
【や行】	
ユニバーサルデザイン	「全ての人のためのデザイン」をいう。高齢者や障がいのある人、国籍、性別等、それぞれの違いを越えて、全ての人が暮らしやすいように、まちづくり、ものづくり、環境づくり等を行っていかこうとする考え方。
要約筆記者	聴覚障がいのある人に対する情報保障手段の一つである要約筆記に従事する者。会話の内容を要約し、文字として伝える。
【ら行】	
リハビリテーション	障がいのある人などに対し、機能訓練と社会生活への復帰を目指して行われる治療と訓練。身体的、精神的、社会的な適応能力の回復のための技術的な訓練プログラムにとどまらず、全人間的な復権に寄与し、障がいのある人の自立と社会参加を目指すもの。また、障がい者福祉の基本的理念となっている。
療育	障がいのある児童が、機能を高め、社会的に自立した生活を送れるようにするための医療と保育。

※すずかハートフルプランは、
第3期鈴鹿市障害者計画、第5期鈴鹿市障害福祉計画及び第1期鈴鹿市障害児福祉計画を
一体的に策定しています。

すずかハートフルプラン

発 行：鈴鹿市
編 集：健康福祉部 障がい福祉課
住 所：〒513-8701
三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号
TEL：059-382-7626
FAX：059-382-7607

発行年月：2018年3月
